

令和元年度第1回野田市障がい者基本計画推進協議会 次第

日 時 令和元年8月28日(水)
午後1時15分から
場 所 市役所8階大会議室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 会長及び副会長の選出について

(2) 「(仮称)野田市手話言語条例」の制定について及び「(仮称)野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の制定について(諮問)

(3) 第2次野田市障がい者基本計画(改訂版)に基づく取組の進捗状況について

(4) 第5期野田市障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進捗状況について

5 その他

6 閉 会



野保障第 362 号

令和元年 8 月 28 日

野田市障がい者基本計画推進協議会

会長 渡 辺 隆 様

野田市長 鈴木 有



諮 問 書

野田市障がい者基本計画推進協議会設置条例第 2 条の規定に基づき、別紙諮問趣旨のとおり、次の事項について諮問します。

諮問事項

- ・「(仮称) 野田市手話言語条例」の制定について
- ・「(仮称) 野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の制定について



諮 問 趣 旨

平成18年12月に国連総会で障害者の権利に関する条約が採択され、「手話が言語」であることが明記され、平成23年8月に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

平成28年6月に千葉県が「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」を策定し、その中で「県と連携し、合理的な配慮と普及促進及び環境整備に努めること」と市町村の役割を定義したことから、本市では、具体的な支援方法等の環境整備を進めることが必要であると考え支援施策の拡充を図ってきました。

しかし、手話が言語であること、障がいの特性によって様々な意思疎通手段があることを今以上に市民等の理解を深め、普及の促進を図る必要があると考えています。

つきましては、手話を言語として明確に位置付け、手話の普及の促進に関する施策を推進することにより、共生社会の実現に寄与することを目的とした「(仮称)野田市手話言語条例」及び障がいのある人となない人とが円滑な意思疎通を図るため、それぞれの障がいの特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）手段の利用を促進することにより、共生社会の実現に寄与することを目的とした「(仮称)野田市障がいのある人となない人との円滑な意思疎通推進する条例」の制定に当たり意見を求めたく諮問するものです。

答申希望時期

「(仮称)野田市手話言語条例」の制定について 令和元年度中

「(仮称)野田市障がいのある人となない人との円滑な意思疎通を推進する条例」の制定について 令和2年度中

第1回野田市障がい者基本計画推進協議会
～～ 手話言語条例について ～～

1 これまでの経過

○ 国等

平成18年12月13日 国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択
・第2条《抜粋》

『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

平成20年5月3日 20か国以上の批准を得て、権利条約は発効

平成23年7月29日 「障害者基本法」が改正

・第3条《抜粋》～三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される～

平成26年1月29日 障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本で発効

国内の障害者制度の充実（批准）

- ・平成21年12月 内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置
- ・平成23年8月 「障害者基本法」の改正
- ・平成24年6月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立
- ・平成25年6月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立
「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正

○千葉県

平成28年6月21日 「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が可決

○野田市

手話言語法(仮称)の制定を求める意見書を国へ提出（市議会）

平成26年6月議会

請願第1号 手話言語法制定に向けて意見書の提出を求める請願【採択】

発議第8号 「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書について【原案可決】

全国手話言語市区長会

平成29年11月に加入(野田市長 鈴木有)

549名の市区長が加入(R1.5.31)

野田市聴覚障害者協会の手話言語条例学習会に参加(H30.8.28)

手話通訳者

昭和57年4月	手話通訳者派遣事業の開始
平成19年6月	手話通訳者の市窓口を設置開始(火曜日、木曜日)
平成23年4月	手話通訳者の関宿支所窓口を設置開始(金曜日)
平成28年4月	手話通訳者の市窓口を設置拡大(月曜日～木曜日)
平成30年1月	より利用しやすい派遣事業とするため、委託から市直営で実施(通訳者を非常勤職員として雇用)、

2 手話言語条例及びコミュニケーション条例の制定状況(R1.8.6)

全国 26道府県/7区/205市/41町/1村 280自治体

一般財団法人 全日本ろう連盟調べ

関東一都六県	は県条例を制定
・茨城県	1 / 44市町村(筑西市)
・栃木県	3 / 25市町村(日光市、鹿沼市、栃木市)
・群馬県	15 / 35市町村(前橋市、高崎市、甘楽町等)
・埼玉県	28 / 63市町村(朝霞市、三郷市、越谷市等)
・千葉県	3 / 54市町村(習志野市、浦安市、流山市)
・東京都	7 / 39区市町村(江戸川区、葛飾区、板橋区等)
・神奈川県	0 / 33市町村

3 条例別の体系

<p>(仮称)野田市手話言語条例</p>	<p>(仮称)野田市障がいのある人とな い人との円滑な意思疎通を推進する 条例</p>
<p>目的 手話を言語として位置付け、手話の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現に寄与すること。</p> <p>基本理念 手話を必要とする人が手話を言語として利用する権利を有し、その権利が尊重され、<u>全ての市民の人格と個性が尊重されるものであること。</u></p> <p>市の責務 手話への理解を深め、手話の普及の促進に関する<u>施策を推進すること。</u></p>	<p>目的 障がいのある人とない人が円滑な意思疎通を図るためにそれぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション(意思疎通)手段の利用を促進することにより、共生社会の実現に寄与すること。</p> <p>用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人を定義する。 (例)身体、知的、精神、発達障がい、難病患者など ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を定義する。 (例)手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、ヒアリンググループなど <p>基本理念 障がいのある人とない人が<u>お互いにその違いを理解した上で、人格と個性を尊重し、障がいのある人がコミュニケーションをするための手段を自ら選択</u>できること。</p> <p>市の責務 障がいの特性に応じたコミュニケーション(意思疎通)手段の利用の促進に関する<u>施策を推進すること。</u></p>

<p>(仮称)野田市手話言語条例</p>	<p>(仮称)野田市障がいのある人とな い人との円滑な意思疎通を推進する 条例</p>
<p>市民等の役割 市が推進する施策に協力する<u>努力義務</u></p> <p>施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年齢に関わらず市民等が<u>手話を学習する機会</u>の拡大 ・手話への理解及び普及に関する<u>学習環境の整備</u> ・手話を使用しやすい環境の整備 ・手話通訳者の養成及び配置の拡大 <p>具体的な施策</p> <p>財政措置 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること。</p>	<p>市民等の役割 市が推進する施策に協力する<u>努力義務</u></p> <p>施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの特性に応じた<u>コミュニケーション(意思疎通)手段を学ぶ機会</u>の拡大 ・障がいの特性に応じた<u>コミュニケーション(意思疎通)支援者の養成</u> ・<u>コミュニケーション(意思疎通)支援器具の設置</u> <p>財政措置 施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること。</p>

4 千葉県内の条例比較

自治体名	千葉県	習志野市	浦安市	流山市
名称	千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	浦安市手話言語等の普及の促進に関する条例	流山市手話言語の普及の促進に関する条例
施行日	H 2 8 . 6 . 2 8	H 2 8 . 4 . 1	H 3 0 . 1 0 . 1	H 3 1 . 4 . 1
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を言語として明確に位置付け ・手話等の普及の促進 ・聴覚障害者の自立及び社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーション保障 ・手話の普及及び理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務及び市民等の役割の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務及び市民等の役割の明確化
用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等 手話、要約筆記、<u>触手話、指点字、筆談等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、点字等の伝達手段 手話、点字、<u>絵カード等</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等 手話、要約筆記、<u>筆談等</u> 	
県・市の役割（責務）	<ul style="list-style-type: none"> ・国、市町村等との連携 ・手話等の普及の促進、県民の理解の促進、手話等を使いやすい環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・目的達成のための必要な施策を総合的かつ計画的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県等との連携 ・合理的配慮、手話等の理解及び普及の促進、手話等を使いやすい環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話への理解の促進 ・コミュニケーション手段としての手話の普及に関する施策の推進 ・県との連携及び協力
県・市民等の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等及び聴覚障害に関する理解を深め、普及の促進に<u>協力するよう努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報保障及びコミュニケーションの重要性と手話が言語であることを理解し合理的配慮を行うよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等及び聴覚の障がいに理解を深め、手話等の普及の促進に<u>協力するよう努める。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が推進する施策に<u>協力するよう努める。</u>

自治体名	千葉県	習志野市	浦安市	流山市
施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等を学習する機会の確保 ・手話等を用いた情報発信等 ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備 ・学校における手話等の普及 ・事業者への支援 ・聴覚障害者等による普及啓発 ・手話等に関する調査研究等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が利用又は選択する伝達手段によるコミュニケーションの円滑化 ・障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成 ・障がい者に対し社会生活のあらゆる場面で、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境の整備 ・災害時における緊急情報を障がい者の特性に応じ迅速かつ的確に伝達 ・障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用の促進 ・市民に手話を学ぶ機会を提供し、手話を普及し、手話に対する理解の促進 ・ろう者が手話を学び、使用する機会の確保 ・ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話等の理解及び普及の促進 ・手話等による情報の発信及び取得 ・手話等による意思疎通の支援に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話に対する理解及び手話の普及の促進 ・手話による情報の取得及び共有の機会の拡充 ・手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築 ・学校における手話への理解及び手話の普及 ・災害時における情報の提供及び意思疎通支援 ・その他市長が必要と認めるもの

5 スケジュール

年月	(仮称)野田市手話言語条例	(仮称)野田市障がいのある 人とない人との円滑な意思疎 通を推進する条例
R1. 8	協議会へ諮問(審議)	協議会へ諮問
9	協議会委員へ条例案の提示	
10	協議会において審議	
11		
12	パブリックコメント開始	
R2. 1	協議会から答申	
3	市議会において審議・公布	
4	施行	
5		
6		
7		協議会において審議
8		
9		
10		協議会において審議
11		
12		パブリックコメント開始
R3. 1		協議会から答申
2		
3		市議会において審議・公布
4		施行

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）に基づく 取組の進捗状況について

1	生活支援	1 ページ
2	保健・医療	1 4 ページ
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	2 4 ページ
4	雇用・就業、経済的自立の支援	3 5 ページ
5	生活環境	4 1 ページ
6	情報アクセシビリティ	4 5 ページ
7	安全・安心	4 8 ページ
8	差別の解消及び権利擁護の推進	5 0 ページ
9	行政サービス等における配慮	5 2 ページ
10	啓発・広報	5 5 ページ

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
1	(1)	相談支援体制の構築	・「障がい者総合相談センター」は、障がい者の相談等を総合的に行い、サービス利用計画案の作成の促進等、相談支援の中核的な役割を担うため、相談業務の質の向上を図るとともに、相談支援機能の充実と専門化を進め、生活支援体制の強化を図り、関係機関との連携の強化を図ります。	・県主催の各種研修会に職員を参加させ、相談支援機能の充実を図りました。 市町村障害者虐待防止担当者連絡会議 3回、3人 障害者雇用連絡会議 2人 障害者福祉研修会（発達障害） 1人 小児慢性特定疾病児童等自立支援研修 2名 精神保健福祉担当者研修 1名 身体障害者福祉関係事務説明会 千葉県相談支援従事者等専門コース別研修 1人 教育相談部会 東葛飾・印旛地区合同研修会 1人	障がい者支援課 相談支援係
2	(1)	相談支援体制の構築	・地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めます。	・地域相談員と連携を図り「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の普及啓発に努めました。 ・野田保健所が主催する野田圏域地域相談員等合同研修会に出席しました。	障がい者支援課 相談支援係
3	(1)	相談支援体制の構築	・家族と暮らす障がい者について、情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援する家族教室の開催について検討します。	・当事者の思いや訴えに対する共感を得るため、保護者や家族などで構成される団体からの協力のもとに「当事者・関係者相談」を実施しました。 当事者・関係者相談件数 16件	障がい者支援課 相談支援係
4	(1)	相談支援体制の構築	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。	・相談支援事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、障がい福祉ガイドブックに制度を掲載し、普及啓発に努めました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
5	(1)	相談支援体制の構築	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。	・成年後見人に関する相談について、社会福祉協議会の市民後見制度と連携を図り、市長による申立を4件しました。 ・障がい福祉ガイドブック（成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業））による情報提供を実施しました。 ・障がいを理由とする差別相談が2件ありました。	障がい者支援課 相談支援係
6	(1)	相談支援体制の構築	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進を図ります。	・障がい者団体の活動拠点として、総合福祉会館の利用促進に努めました。 ・登録団体総数：236団体 うち障がい者団体：14団体 障がい関係ボランティア団体：12団体 その他の障がい関係：団体：10団体 【平成30年4月～31年3月利用件数】 ・利用総件数：1,794件	生活支援課社会係、社会福祉協議会
7	(1)	相談支援体制の構築	・障がい者団体への補助については、団体の活動内容や予算の執行状況により、団体の健全育成・運営に努め、限られた予算の範囲内において可能な限り対応を検討します。	・補助金交付規則及び補助金依存率50パーセント以上の団体に対する補助金の交付規則、併せて補助金交付運用基準に基づき、団体の公共性や事業内容により交付するかどうか判断の上、運営費の補助を実施しました。 対象8団体 補助金額1,237,000円	障がい者支援課 計画係
8	(1)	相談支援体制の構築	・重度・重複障がい者、強度行動障がい者、自閉症、自閉症スペクトラム、高次脳機能障害（失語症等の関連症状を併発した場合を含む。）について、相談支援や地域自立支援協議会を始めとした関係機関との連携・調整等を行うとともに、高次脳機能障害に関する情報発信の充実を図ります。	・高度なスキルを必要とする重度・重複障がい者、自閉症、高次脳機能障害等への相談に対応するため各種の研修会の積極的な受講を図り、専門技術向上の向上に努めました。 ・千葉県相談支援従事者等専門コース別研修（多機関連携による相談支援の構築）に参加しました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
9	(1)	相談支援体制の構築	・自閉症などの発達障がい児者やその家族に対する相談支援については、相談支援従事者に対する研修を実施するなど、相談支援体制の整備を進めるとともに、千葉県発達障害者支援センター（CAS）や地域の医療、保健、福祉、教育、雇用等の関係者と連携し、地域生活支援体制の充実を図ります。	・発達教育相談等から障害児通所サービスに結び付ける療育支援会議を開催しサービス利用の支援を実施しました。 ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における子ども部会、相談支援部会を通し、関係各課との連携強化を図りました。 子ども部会 3回開催 7/25 11/28 2/22 相談支援部会 3回開催 7/27 11/16 2/27	障がい者支援課 相談支援係
10	(1)	相談支援体制の構築	・地域自立支援協議会の専門部会では、権利擁護について、相談支援部会にて扱うこととしていますが、相談支援部会では扱うべきテーマが数多くあるため、部会内で新たに権利擁護に係る部会を創設することも含めて検討します。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会における権利擁護部会をにおいて、関係機関等の情報連携、事例検討等について協議するとともに、障害者差別解消法の普及について、成人式において啓発リーフレットを参加者に配布し啓発を行いました。 権利擁護部会 3回開催 7/27 11/22 2/28	障がい者支援課 相談支援係
11	(2)	在宅サービス等の充実	・障がい者の高齢化、重度化に対応するため、中核地域生活支援センターの利用を促進するなど、施設が有する人材、設備などの機能を活用することにより、在宅療育等に関する相談・指導体制の充実を図ります。	・障害福祉サービス申請について、相談支援事業所によるサービス利用計画書の作成割合が支給決定者の97.3%（3月末）となり、在宅療育等に関する相談・指導体制の推進が図られました。 市内の指定特定相談支援事業所数：10事業所 ・中核地域生活支援センターとの相談支援について連携を図りました。	障がい者支援課 相談支援係
12	(2)	在宅サービス等の充実	・居宅介護サービスについては、障がい特性を理解したホームヘルパーの養成及びこれに向けた研修を行うとともに、居宅介護事業者の拡充を働きかけていきます。	・市営の指定居宅介護・訪問介護事業者を対象としたホームヘルパー会議を年4回開催。参加者：常勤2名 登録者8名 ・市営の指定居宅介護事業所利用者は5名。 ・市内の居宅介護事業所 15事業所 ・支給決定者数 138人	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
13	(2)	在宅サービス等の充実	・あおい空を活用し、重度障がい者に対する短期入所及び日中一時支援事業を実施し、在宅サービスの提供の充実を図ります。	・引き続きレスパイトケアを目的とした短期入所及び日中一時支援事業を実施しました。 短期入所 12人 243回 一時支援 12人 710回	障がい者支援課 計画係
14	(2)	在宅サービス等の充実	・民設民営の枠組みの中で、既存施設の有効活用も含め、放課後等デイサービスや、サービス需要が大きい短期入所、日中一時支援事業への対応を支援していきます。	放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、事業所及び利用者の増加等に伴い、延べ利用者6,341人、延べ利用日数49,838日の利用がありました。 放課後等デイサービス事業所 15箇所（3月末） 児童発達支援事業所 13箇所（3月末） また、市内の障害児通所事業所を構成員とする「野田市障がい児通所事業所連絡会」を8月と2月に開催し、通所事業所における情報連携を図りました。 野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン（市内の放課後等デイサービス事業所の評価）を掲載し、利用に際する際の指標を提供しました。	障がい者支援課 相談支援係
15	(2)	在宅サービス等の充実	・福祉タクシー制度については、利用方法等の改善について、可能な限り利用者の立場に立って検討していきます。また、市内事業者に対し、車いすやストレッチャー対応の福祉タクシーを導入することについて、積極的に働きかけていきます。	・登録業者は、2件減少し、61営業所になりました。 利用者447人 延べ利用件数6,629件 金額5,384,320円	障がい者支援課 障がい者福祉係
16	(2)	在宅サービス等の充実	・野田市が独自に実施する各種サービスについては、各障がい者団体のニーズを踏まえた上で限られた予算の範囲内で検討・見直しをしていくこととします。	・第3次障がい者基本計画の策定においては、視覚障がいのある方に配慮し、計画書全文に音声コード（Uni-Voice）を添付しました。	障がい者支援課 計画係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
17	(2)	在宅サービス等の充実	<p>・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。また、利用者が自主的に非常災害時においての近隣住民との連携体制の構築、防火安全体制の強化を図ります。</p>	<p>・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 対象者数：96人 家賃補助額：11,915,799円</p> <p>・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数：26箇所 補助額：9,738,160円</p> <p>・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に出席し情報の共有を図りました。</p>	障がい者支援課 相談支援係
18	(2)	在宅サービス等の充実	<p>・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会等に働き掛けを行うとともに、様々な機会を通して、協力不動産店の情報を利用者に提供するなど継続して事業の広報、周知に努めます。</p>	<p>・民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に応じ事業の円滑な推進を図るため、多くの不動産店の協力が得られるよう、宅建協会に働きかけを行うなど、居住支援事業の広報、周知に努めました。 協力不動産の登録件数 15店 野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用状況 相談件数 0件（うち心身障がい者 0件） 利用状況 0件（うち心身障がい者 0件）</p> <p>・支援施策の更なる増進を図るため、助成の対象となる費用を協力不動産物件の賃貸借契約に基づく月額家賃及び共益費の合計額の10分の3とし、限度額を11,000円から20,000円に増額いたしました。</p>	営繕課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
19	(2)	在宅サービス等の充実	<p>・障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に対し、手話通訳者や要約筆記者等によるコミュニケーション手段の確保及び盲人ガイドヘルパーや移動支援事業、福祉タクシー等による外出のための移動支援の対象者の拡大など社会参加促進のためのサービスを充実強化します。</p>	<p>・障がい者の社会参加の促進のためのサービス充実強化を図りました。</p> <p>・手話通訳者及び要約筆記者（意思疎通支援者）の派遣を行いました。</p> <p>手話通訳者派遣455件 要約筆記者派遣101件</p> <p>・障害福祉サービスにおける同行援護利用実人数28人（3月末）</p> <p>・移動支援利用実人数133人</p>	障がい者支援課 障がい者福祉係 相談支援係
20	(2)	在宅サービス等の充実	<p>・地区社会福祉協議会が地域ぐるみ福祉ネットワーク事業として行っている「ふれあいいいきサロン事業」などを活用し、引き続き、障がい者の社会参加の促進を図ります。</p>	<p>・「ふれあいいいきサロン事業」などを活用し、障がい者の社会参加の促進を検討しました。</p>	社会福祉協議会

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
21	(2)	在宅サービス等の充実	・地域自立支援協議会は、地域の資源を活用し障がい者への支援体制に重要な役割を果たしていくことから、専門部会である相談支援部会を活用し、情報の収集に努め、在宅サービスの充実を図ります。	・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会を開催し、関係機関との連携強化、情報共有等を図りました。 相談支援部会 3回開催 7/27 11/16 2/27	障がい者支援課 相談支援係
22	(2)	在宅サービス等の充実	・重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の利用促進を図るほか、千葉県及び東葛6市と連携し、運営協力を図ります。	・平成30年度の重症心身障害児施設東葛飾医療福祉センター光陽園の状況は、新たに入所を希望する待機者はいませんでした。	障がい者支援課 相談支援係
23	(2)	在宅サービス等の充実	・障がい者にも対応した特別養護老人ホームや併設する障がい者のためのグループホーム及び短期入所について平成29年4月開設を目指すとともに、「障がい者が優先して入所できる独自の入所基準」の策定を進めます。	・「障がい者にも対応した特別養護老人ホームとして設置する施設の開設に伴う、介護認定を受けている市内在住の障がい者の入所基準等に関する協定書」に基づき、「船形サルビア荘」の入所検討委員会に市が推薦する障がい者団体の代表者1名及び市の担当職員が出席し、障がい者の入所に配慮しました。（高齢者支援課）	障がい者支援課 計画係、高齢者支援課
24	(2)	在宅サービス等の充実	・あおい空の短期入所及び日中一時支援事業を始めとして既存の福祉施設について、資源のバランスを図りつつ、利用者の利便を高めるよう、その施設が有すべきサービス機能の強化を図ります。	・引き続きレスパイトケアを目的とした短期入所及び日中一時支援事業を実施しました。 短期入所 12人 243回 一時支援 12人 710回	障がい者支援課 計画係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
25	(2)	在宅サービス等の充実	<p>・地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援などに対応したサービス提供体制を整え、地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点の整備により、地域の社会福祉資源を活用した提供体制づくりを推進します。</p>	<p>・地域生活支援拠点等整備準備会を開催し、（公）日本知的障害者福祉協会の実施した地域支援セミナーで講演された講師をお招きし先進地域の事例を検討しました。</p>	障がい者支援課 計画係
26	(3)	障がい児支援の充実	<p>・妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、相談、支援機関との連携強化に努めます。</p>	<p>・妊娠期から18歳までの児童に関する総合相談窓口として来室、電話、訪問等で相談を受け付けました。継続支援が必要な方には支援プランを作成し、定期的にプランの見直しと評価を行い、関係機関との連携のもと支援しました。</p> <p>・障害福祉サービス受給者証の発行に必要な意見書を発行し、必要な方を早期療育につなげることが出来ました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時面談数：754件（プラン236件） ・転入妊婦面談数：77件（プラン27件） ・相談総数：2,531件（プラン131件） <ul style="list-style-type: none"> 電話相談：1,814件 面接相談：706件 <p>（うち来庁：554件、訪問152件） メールまたは文書：11件</p>	保健センター、 子ども支援室

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
27	(3)	障がい児支援の充実	<p>・こだま学園及びあさひ育成園は、児童発達支援センターとして、従来の通所支援に加え、障がい児やその家族への相談（障害児相談支援事業）や障がい児を預かる施設への援助・助言等（保育所等訪問支援事業）を行うこととされており、療育に対する経験や高い専門性が要求される施設への転換が必要なため、市直営で運営することは極めて困難な状況にあることから、指定管理者制度を導入し、指定管理者が児童発達支援センターとして地域の障がい児支援における中核的療育施設として事業運営ができるよう、必要な手続を進めていきます。</p> <p>また、あさひ育成園については、平成27年度より医療型児童発達支援センターから福祉型児童発達支援センターに変更し、療育を主とした支援を行っていきます。</p>	<p>・あさひ育成園において、障がい児12人に対し、日常生活動作訓練、運動機能等の低下防止訓練を含む児童発達支援を実施しました。この外に外来療育相談では、62件の利用がありました。外来療育相談は平成30年6月より従来の第1、3木曜日から毎週木曜日に実施回数を拡大しました。</p> <p>就業後の部屋の貸し出しについて、8月下旬から実施しました。</p> <p>・こだま学園において、児童発達支援（利用者29人）、障害児相談支援（利用者112人）、保育所等訪問支援（利用者9人）を実施しました。この外に、外来で療育相談、発達検査及び個別療育を毎週火曜日に実施し、療育相談37件、発達検査26件、個別療育5件の利用がありました。</p>	障がい者支援課 計画係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
28	(3)	障がい児支援の充実	<p>・障がい児の保育については、「子ども・子育て支援新制度」において保育の必要性の優先利用対象であることから、受入れに対する優先度を考慮します。また、保育士が、障がい児に対する理解を深め適切な保育サービスが提供できるように、専門家講師による研修を実施します。</p>	<p>・障がい児の優先的入所の配慮 障がい児の程度に応じて、保育士の加配を行いました。また、「子ども・子育て支援新制度」では保育の必要性の優先利用対象となっていることから、調整指数の加点項目により、優先的に入所できるよう配慮しました。</p> <p>【入所実績】 加配認定児童 11人（加配保育士数 6人）</p> <p>・障がい児研修等の実施 公立（直営）保育所では、県立野田特別支援学校教諭や民間施設の特別支援教育士等との勉強会を開き、障がい児に対する理解を深めました。 公立（指定管理）保育所や私立保育所では、事業者が障がい児保育に関する各種研修に、保育士を積極的に参加させ、保育士の技術や知識等の習得に努めました。</p> <p>【研修実績】 直営保育所内の勉強会 毎月1回程度（全保育士） 事業者による内部研修 発達支援研修 年5回 参加人数 21人 障がい児研修 年3回 参加人数 6人 野田健康福祉センター研修 参加人数15人</p> <p>・障がい児等保育補助金交付事業 市内保育所で障がい児を受け入れた場合、保育士の加配に必要な経費を補助する制度を平成29年度から開始しました。</p> <p>【交付実績】 私立保育所 1園1人 公立保育所 4園6人 （保育課）</p>	障がい者支援課 計画係、保育課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
29	(3)	障がい児支援の充実	・保護者の障がいに対する理解を深めるため、「まめっ娘」キャラバン隊と開催の仕方などを協議し、研修会の開催を検討していきます。	・「野田市障がい児通所事業所連絡会」については、定例会を2回開催しました。	障がい者支援課
30	(3)	障がい児支援の充実	・幼稚園では、障がい児の適切な就園、就学に結び付けるため、教育相談・支援体制の充実に努めます。	・ひまわり相談会の実施 平成30年度も、野田幼稚園・関宿南部幼稚園を会場に、子育てや就学に向けての心配事や悩み事を抱えている保護者や保育関係者の要請に応じて、相談・支援活動を行いました。 ・公立幼稚園における専門家チームによる巡回相談・園内研修の実施 午前中に園児の様子を観察し、午後、事例検討会を行いました。 野田幼稚園...3回（うち1回は職員の理論研修） 講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿南部幼稚園...3回 講師 高橋ゆう子(大妻女子大学教授) 関宿中部幼稚園...2回 講師 担当指導主事	学校教育課、指導課
31	(3)	障がい児支援の充実	・学童保育所では「子ども・子育て支援法」に基づき、障がい児やその家族が、身近な地域において必要な子育て支援を享受できるように努めます。また、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるように、指導員の加配を行なうとともに、学童保育所入所前の面接をきめ細かく行い、障がい児が過ごしやすい環境を整備していきます。	・家庭児童相談員による各学童保育所の巡回相談を実施し、学童保育所内における相談業務を実施しました。 学童保育所 34か所 相談件数 延べ177件（相談人数58件） 必要に応じて障がい児童をサポートする指導員を配置するなど調整を行いました。	児童家庭課
32	(4)	サービスの質の向上	・質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討します。	・平成30年度においても野田市ホームページに、放課後等デイサービスのガイドライン（市内の放課後等デイサービス事業所の評価）を掲載し、利用に際す際の指標を提供しました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
33	(4)	サービスの質の向上	・サービス利用者に対し、千葉県社会福祉協議会や事業者が設置している「苦情解決システム」の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援します。	<p>苦情解決システム運営要綱に基づき、市として、福祉施設サービス苦情相談員3人に対し継続して委嘱しました。また、人権擁護委員から選出の苦情相談員に異動があったため、新たに1人を選任しました。</p> <p>その他、苦情受付担当者を選出し、合わせて市報に掲載し周知するとともに、各施設内の見えやすいところに掲示するなど、広く周知し広報・啓発に努めました。</p> <p>なお、具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしています。</p> <p>H30年度の申出実績はありませんでした。</p>	生活支援課社会係
34	(5)	人材の育成・確保	・相談支援事業の機能強化を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士を始めとした社会福祉の専門的相談、支援等に従事する者の確保に努めるとともに、専門的な技術や知識の向上を図るため研修に参加します。	<p>・障がい者支援課における相談支援体制は、相談支援係員のうち、4人を社会福祉主事（ケースワーカー）として配置（うち1名は社会福祉主事及び精神保健福祉士）し、全員が相談支援専門員となる千葉県相談支援従事者初任者研修を受講しました。この他、虐待防止研修、差別解消、発達障害等の専門的な研修を受講させ、スキルアップを図りながら、関係機関等と連携し、利用者本位の支援に努めました。</p> <p>また、専門相談について、当事者関係者相談も含めて実施しました。</p>	障がい者支援課相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

1 生活支援（通し番号1から37まで）

通し番号	事業番号	項目	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
35	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・福祉用具（補装具及び日常生活用具）に関する窓口における説明や障がい者福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めるほか、相談窓口に従事する職員の資質の向上に努めます。	・福祉用具（補装具、日常生活用具）に関する窓口における説明や障がい福祉ガイドブック等により適切な情報提供に努めました。 ・福祉用具に関する情報提供や相談窓口の整備に努めました。	障がい者支援課 障がい者福祉係、相談支援係
36	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・福祉用具（補装具及び日常生活用具）の給付、貸与による利用支援を行うとともに、日常生活用具の対象種目の適時見直しを行います。	・障がい福祉ガイドブックを常備し、日常生活用具及び補装具に関する情報提供と利用支援を行いました。 日常生活用具 2,957件 補装具 251件（購入158件 修理93件）	障がい者支援課 障がい者福祉係、相談支援係
37	(6)	福祉用具の利用支援及び身体障害者補助犬	・身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用する身体障がい者の利用の円滑化を図るため、公共施設にステッカーを掲示するなど普及啓発活動に努めます。	・身体障害者補助犬給付申請はありませんでした。	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
38	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・小児に対しては、乳幼児健康診査等により障がいの疑いのある児を早期に発見し適切に早期療育につなげることが、その後の障がいの軽減や発達に及ぼす影響が大きいことから、療育に知見と経験を有する医療・福祉の専門職と共に療育の場の確保に努めるとともに、関係者間の共通理解の下、発達段階に応じ障がいの特性に対応した支援をします。	・前年度に実施した他市への視察を反映し、事業内容、個人票等の見直しを行い障がいの疑いのある児を早期に発見できるよう充実に図りました。 精密健康診査票交付数 3か月児健康診査：22件 1歳6か月児健康診査：45件 3歳児健康診査：304件 5歳児健康診査：16件 低出生体重児健康診査：1件 ・発達障がい児支援では、健康診査の事後フォローとして就学に向けて教育委員会と連携を図りました。 ・小児発達部門での精密検査医療機関との契約を3医療機関と実施しました。	保健センター
39	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・全ての相談員の技術の向上を図るため、研修等に積極的に参加するとともに、相談内容の情報共有を図ります。	・当事者関係者相談員及び専門相談員については、3月に相談員会議を開催し、年間の相談件数及び相談事例を報告し情報共有、事例の検討等を行いました。 当事者・関係者相談 6団体 件数18件 障がい者相談 11名 件数722件（3か月ごとに報告） ・また、身体障害者相談員については、千葉県身体障害者福祉協会による地区別研修会（12/7）に参加しました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
40	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・障がい児の就学に際しては、学校との連携により相談業務のスムーズな移行を行うとともに、発達障がいの疑いがある就学前児童について連携して取り組めるよう関係機関と検討します。	・就学相談や学校見学会を通して、小学校から中学校へスムーズな就学の移行支援が行われるように進めました。就学前の児童については、ひまわり相談や市の就学相談を通して、丁寧な面談や関係機関（特別支援学校・医療・福祉関係等）との適切な連携を心がけて実施しました。・通級指導教室を希望する新小学1年生が多く、新たな学びの場を増やしたり、教育課程の編成を工夫する必要があります。	学校教育課、指導課
41	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・千葉県、野田健康福祉センター（野田保健所）、関係機関と連携を図り、障がい者に必要な地域医療体制の充実や、精神医療、精神保健対策、母子保健医療対策、障がい者保健医療対策の推進を図ります。	・事例を通して、医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら医療サービスの提供を支援しました。	保健センター
42	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・保護者の育児不安悩み等に対し、妊娠から出産、育児、就学と子どもの成長に応じたワンストップ相談に応じ、その成長に合わせた適切な支援へとつなげるために「子ども支援室」を設置し、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、早期に療育を開始し、障がい児の発達に効果的な支援を提供するとともに、関係機関と連携を深め継続した支援を行っていきます。	両親学級は、子ども支援室職員からの産後うつ、子育て情報の提供を取り入れます。また、仕事をしている産婦や夫も参加しやすい用に、コースⅡは日曜開催を年2回、コースⅠは年5回日曜日の開催をします。 ・親子教室に関しては作業療法士が入り遊び方の工夫など保護者に伝える機会を設けた。 両親学級参加人数 延723人 親子教室参加人数 延628人 子育て相談会人数 延413人 育児学級 延41人	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
43	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・保健推進員については、各種行政活動への参加等を通し、より一層の活動の充実を図り、市民の健康増進事業における積極的な役割を担っていきます。	今年度から、保健事業のサポートや検診（健診）のPR活動、子育て中の親子に対する講演会の企画・運営を中心とした活動を行った。 保健推進員活動回数・人数 ・離乳食講習会 8回 14人 ・3か月児健診 21回 51人 ・1歳6か月児健診 21回 49人 ・子育て相談会 18回 34人 ・ウォーキング講習会 4回 7人 ・がん検診PR活動 8回 15人 保健推進員企画運営による講演会 30年1月10日 まあせんせいとあそぼう 参加者数 28組	保健センター
44	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、療育施設等の関係機関と適切な連絡調整を行い、相談後の保護者への継続した支援体制を確立していきます。	・発育・発達や親子関係が気掛かりな乳幼児に対しては、臨床心理士または臨床発達心理士による心理相談、保健師等による保健指導をきめ細かく行い、関係機関や各専門職と連携し支援しました。 母子保健係受付分 延べ1,143件 子ども支援室受付分 延べ284件	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
45	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・育児不安の解消や発達面からの支援を行うため、子育て支援センターにおいては親子教室・出前保育・育児相談等の充実、ことば相談室においては合同講演会・親の会わいわいティータイム・育児相談等の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心に子育てサロン等との連携を図ります。	・子育て支援センター、子育てサロン、つどいの広場等において、育児相談や子育て講習会等を実施しました。また、子育て支援センターを中心に育児支援に関わる事業者・団体等の交流会を開催し連携を図りました。 【参加実績】 延人数 子育て支援センター（4か所）：9,458人 ことば相談室（親の会わいわいティーパーティ）：67人 （保育課） 【参加実績】 延人数 子育てサロン（3か所）：2,493人 つどいの広場：184人 （児童家庭課）	保育課、児童家庭課
46	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・市内在住の就学前児童について、引き続き言語発達遅滞、吃音等が見られる言語障がい児童に対して個別指導を行うとともに保護者に対しても相談に応じ、子育て支援の促進を図ります。今後、「子ども支援室」の整備を踏まえて、ことば相談室の役割について検討します。	・野田ことば相談室と関宿ことば相談室において、言語障がい児童に対する個別指導やことばに関する心配をお持ちの保護者からの相談に応じました。 【相談実績】 ことば相談室 相談延件数 1,422件（個別指導含） 「就学に向けての学習会」の講演会 参加人数48人	保育課
47	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・機能回復訓練については、心身の機能が低下し医療終了後も継続して機能訓練の必要な方、老化等により心身の機能が低下している方に対し、引き続き実施していきます。	・個別相談の実績はありませんでした。	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
48	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・歯科検診及び歯科医療を受けることが困難な障がい者に対し、歯周疾患検診、在宅ねたきり老人等の訪問歯科検診を引き続き実施していきます。	・20歳から70歳までの5歳刻みの方を対象とし、歯周疾患検診を実施しました。また、来年度の対象者に80歳の市民の方を追加することで調整を図りました。 受診者数 1,239人 ・歯科診療を受けられない165歳以上の在宅ねたきり者に対して口腔内の衛生管理や保健指導、歯科検診を実施しました。 利用者数 5人	保健センター 障がい者支援課
49	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な各種医療費(自立支援医療等)の助成を引き続き行います。	・自立支援医療等の各種医療費の助成を行いました。 更生医療 122人 103,118,371円 育成医療 35人 3,361,617円	障がい者支援課 障がい者福祉係
50	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県との動向に合わせて実施していきます。	・重度障がい者医療費助成を現物給付または償還払いにより実施しました。 身体 受給者2,302人 件数62,968件 知的 受給者 595人 件数 9,020件 精神 受給者 149人 件数 3,201件 合計 371,356,032円	障がい者支援課 障がい者福祉係
51	(1)	障がいに対する適切な保健・医療サービス等の充実	・精神障がい者及び家族の多様なニーズに対応できるよう、「障がい者総合相談センター」による相談支援事業の推進を図るとともに、専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援体制の強化を図ります。	・相談は月～金曜日の8：30～17：15のほかに毎月、日時を決めて専門相談「こころの生活相談」、当事者・関係者相談「精神障がい者相談」を実施し、関係機関等と連携を図りながら支援をしました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
52	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神障がい者の社会復帰を促し、将来的には自活して普通に社会参加ができるようにしていくため、地域活動支援センターを始めとする必要なサービスの提供について、民設民営という基本的な枠組みの中で事業者を支援することによって対応します。	・地域活動支援センターの活動の支援を行いました。 対象7カ所 補助金55,736,001円	障がい者支援課 障がい者福祉係
53	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センターと中核地域生活支援センター「のだネット」と連携し推進します。	・精神疾患による入院患者の減少及び精神障がい者の地域移行への取組について、野田健康福祉センター、中核地域生活支援センター「のだネット」、相談支援事業所と連携し推進しました。 ・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会により、こころの作品展を開催しました。 ・野田圏域における地域移行支援事業（千葉県事業）と精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築に向け、江戸川病院が事業の受託法人となりました。	障がい者支援課 相談支援係
54	(2)	精神保健・医療の提供等	・心の健康、精神保健相談の充実を図るとともに、関係機関との連携の下「心の健康づくり」を推進します。	・野田健康福祉センターや医療機関等と協力、連携を図りながら個別相談や訪問指導を行いました。	保健センター 障がい者支援課
55	(2)	精神保健・医療の提供等	・精神疾患の早期発見及び早期治療につなげられるよう、引き続き、講演会の開催や各種媒体を活用した知識の普及、啓発に努めます。	こころの健康に関するポスター等を各保健センターに掲示しました。	保健センター 障がい者支援課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
56	(2)	精神保健・医療の提供等	・障がい児を持つ保護者が安心して育児に臨めるように、育児学級、訪問指導や健康相談等事業の啓発に努め、参加を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ・育児学級（えだまめクラブ）、親子教室、訪問指導、健康相談、健康教育等の各種保健事業を通して、精神保健に関する知識の普及・啓発に努めました。 ・育児学級：延41人 ・親子教室：延628人 【訪問指導】 <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦：618人 ・新生児：184人 ・乳幼児：410人 ・精神保健福祉：15人 ・生活習慣病その他：54人 	保健センター
57	(3)	人材の育成・確保	・リハビリ教室や相談に対応できる理学療法士、精神保健福祉士等の有資格者の適切な配置には、今後も民間の人材の活用を推進します。	・引続き、職員は、障がい福祉行政に関わる研修に参加します。また、障がい者支援課には、社会福祉士及び精神保健福祉士の資格をもつ職員がいます。	障がい者支援課
58	(3)	人材の育成・確保	・地域の保健・医療・福祉事業従事者との連携強化を図り、障がいの原因となる疾病等の予防から福祉施策まで適切に提供できる体制を整備するため、関係者会議等や研修会に参加し、意見交換や情報収集等から専門職の資質向上に努め、関係機関等との連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携あるいは情報を収集するため、障がい者支援課においては、近隣4市が参加している東葛地域医療ケア連絡協議会に参加しました。 ・障害者支援課職員が県の開催する千葉県医療的ケア児等支援地域協議会を傍聴し情報収集を実施しました。 	障がい者支援課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
59	(4)	難病に関する施策の推進	・難病患者の悩みや不安等の解消のため、関係機関と連携の下、日常生活における相談事業を推進します。	・難病患者への福祉サービスの提供について、対象疾病等を踏まえ、適切なサービスの提供に努めるとともに、利用できる障害福祉サービスについての情報や難病に関する各種情報について、市のホームページに掲載しました。 【障害福祉サービス利用人数】 4人（居宅介護2人、就労継続支援A型2人：難病対象）	障がい者支援課 相談支援係、 保健センター
60	(4)	難病に関する施策の推進	・難病療養者見舞金については、国・県・近隣市の動向を踏まえながら、対象疾患数等を検討していきます。	・平成30年4月から対象疾病が拡大され、難病療養者見舞金の支給を継続して実施しました。 【平成30年度実績 支給人数（延べ人数）/支給金額】 ・入院： 25人/ 905,000円 ・通院：1,551人/50,010,000円 合計 1,576人/50,915,000円	生活支援課社会係
61	(4)	難病に関する施策の推進	・難病等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、難病の特性(病状の変化や進行、福祉のニーズ等)に配慮した円滑な事務が実施されるよう、理解と協力の促進を図り、適切なサービスの提供を行っていきます。	・東葛北部地域難病相談支援センター（東京慈恵会医科大学附属柏病院）の運営会議に出席し、難病についての情報交換を行いました。（4/23）	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
62	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見を一層進めるとともに、出生から高齢期に至る健康保持・増進のため、各種健診や健康相談等の充実を図り、施策を推進します。	<p>・乳幼児健康診査では、発育・発達状態、栄養の状態、疾病の有無等の医学的診査及び精神発達等の相談・指導などの多角的な健康診査により、心身障がいを早期に発見し、不安の軽減・早期支援に努めました。</p> <p>乳児健康診査費用助成件数：1,375件</p> <p>< 各種乳幼児健康診査の実績 ></p> <p>3か月児健康診査 対象者数：869人 受診者数：849人 受診率：97.7%</p> <p>1歳6か月児健康診査 対象者数：854人 受診者数：820人 受診率：96.0%</p> <p>3歳児健康診査 対象者数：1,074人 受診者数：1,022人 受診率：95.2%</p> <p>5歳児健康診査 対象者数：58人 受診者数：45人 受診率：77.6%</p> <p>低出生体重児健診 対象者数：174人 受診者数：151人 受診率：86.8%</p> <p>< 健康相談の実績 ></p> <p>重点健康相談 33回 429人</p> <p>総合健康相談 72回 225人</p>	保健センター
63	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・妊産婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するため母子等医療費助成金の支給を行うとともに妊婦一般健康診査、乳児一般健康診査の助成、妊婦歯科健康診査の実施、受診の勧奨を行い、両親学級、妊産婦・新生児訪問へと妊娠中から継続した保健指導に努め、必要に応じ関係機関と連携をして支援していきます。	<p>・妊婦健康診査・乳児一般健康診査受診票の利用勧奨の継続を実施。特に、乳児に関しては、3か月児健康診査時に見本を用意し利用忘れのないように周知を強化した。</p> <p>・子ども支援室での母子手帳交付から必要な妊婦には支援プランを立案し、支援室・保健センター地区担当間での連携も意識し、対象者に対し切れ目のない支援に努めた。</p>	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

2 保健・医療（通し番号38から69まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
64	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・生活習慣病予防と合併症の発症や症状の進展等を予防するため、今後より多くの方の予防教室への参加、健康診査の受診を促進し、事業を実施します。	・特定保健指導利用者 224人（17.0%） 利用勧奨に重点を置き、郵送または電話での勧奨を実施 ・特定健康診査受診者 10,847人（34.0%） 電話や通知による特定健康診査受診勧奨を実施 ・後期高齢者健康診査 6,240人（30.9%）	保健センター
65	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・より多くの方に、「えだまめ体操」を普及し、今後も疾病予防に努めます。	・「野田市オリジナル体操 えだまめ体操」を保健センターで実施する各種健康教育の中でえだまめ体操を取り入れ、体操の普及に努めました。また、各保健センターで実施する健康づくりフェスティバルにて、策定委員と一緒にえだまめ体操の普及活動を行いました。 活動回数：19回 参加人数455人	保健センター
66	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・骨粗しょう症に起因する疾病予防のため、今後も引き続き骨太教室を開催します。	・骨粗しょう症予防のための「骨太教室」を開催し、5回2会場で89人（40～64歳は25人）の参加者がありました。	保健センター
67	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・24時間救急医療体制の充実を図りつつ、今後も関連する地域医療体制の在り方について検討していきます。	・24時間救急医療（小張病院） 診療日数：365日 患者数：18,582人	保健センター
68	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・救急医療体制の充実を図りつつ、今後も急病センターの在り方について検討していきます。	・急病センター 診療日数：365日 患者数：979人	保健センター
69	(5)	障がいの原因となる疾病等の予防と早期発見の推進	・今後も医師会の協力の下、現休日当番医制度は維持しつつ、地域医療体制の在り方について検討していきます。	・休日在宅当番（内科・小児科、外科、産婦人科） 診療日数：74日 患者数：8,023人	保健センター

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
70	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・ひばり教育相談 カウンセラーやスクールカウンセラー・学校支援員が、児童生徒の個々の現状に合わせて助言を行ったり、教育活動の支援を行ったりしました。 野田市カウンセラー・ひばり教育相談員による不登校・学校生活等の相談 【面談】2803件 【電話】 33件 【訪問】 123件 カウンセラーによる教育相談 140件 学校訪問による助言 17校 238件 ・ひばり教育相談員による学校支援 15校 642回 	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
71	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	通級指導教室の状況（平成30年5月1日現在） 【中央小】 言語障がい 児童数：42 担任数：2 【宮崎小】 言語障がい 児童数：38 担任数：2 【南部小】 言語障がい 児童数：38 担任数：2 【北部小】 言語障がい 児童数：15 担任数：1 【川間小】 言語障がい 児童数：10 担任数：1 【清水台小】 言語障がい 児童数：36 担任数：1 【岩木小】 言語障がい 児童数：31 担任数：3 【尾崎小】 言語障がい 児童数：13 担任数：1（岩木小より巡回） 【七光台小】 言語障がい 児童数：18 担任数：1 【二ツ塚小】 LD・ADHD等 児童数：35 担任数：2 【みずき小】 LD・ADHD等 児童数：16 担任数：1 【二川小】 言語障がい 児童数：34 担任数：2	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
72	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況（平成30年5月1日現在） 【中央小】 ・知的 児童数：21 学級数：3 担任数：3 支援員：3 ・自閉症・情緒 児童数：12 学級数：2 担任数：2 支援員：3 ・難聴 児童数：5 学級数：1 担任数：1 支援員：0 【宮崎小】 ・知的 児童数：14 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【東部小】 ・知的 児童数：10 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【南部小】 ・知的 児童数：17 学級数：3 担任数：3 支援員：2 【川間小】 ・知的 児童数：1 学級数：1 担任数：1 支援員：0 ・自閉症・情緒 児童数：3 学級数：1 担任数：1 支援員：1 【柳沢小】 ・自閉症・情緒 児童数：5 学級数：1 担任数：1 支援員：1 【清水台小】 ・言語 児童数：2 学級数：1 担任数：1 支援員：0	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
73	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況（平成29年5月1日現在） 【山崎小】 ・自閉症・情緒 児童数：19 学級数：3 担任数：3 支援員：3 【岩木小】 ・自閉症・情緒 児童数：19 学級数：3 担任数：3 支援員：3 【尾崎小】 ・自閉症・情緒 児童数：13 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【七光台小】 ・自閉症・情緒 児童数：9 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【二ツ塚小】 ・自閉症・情緒 児童数：4 学級数：1 担任数：1 支援員：1 【木間ヶ瀬小】 ・知的 児童数：2 学級数：1 担任数：1 支援員：0 ・自閉症・情緒 児童数：10 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【二川小】 ・知的 児童数：15 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【関宿中央小】 ・自閉症・情緒 児童数：13 学級数：2 担任数：2 支援員：2	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
74	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況（平成30年5月1日現在） 【第一中】 ・知的 生徒数：10 学級数：2 担任数：1 支援員：1 ・自閉症・情緒 生徒数：4 学級数：1 担任数：1 支援員：1 【第二中】 ・知的 生徒数：5 学級数：1 担任数：1 支援員：1 ・自閉症・情緒 生徒数：10 学級数：1 担任数：1 支援員：1 ・難聴 生徒数：1 学級数：1 担任数：1 支援員：0 【東部中】 ・知的 生徒数：11 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【南部中】 ・知的 生徒数：6 学級数：1 担任数：1 支援員：1 ・自閉症・情緒 生徒数：4 学級数：1 担任数：1 支援員：1	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
75	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・教育の形態に応じて、教育内容や方法の充実を図るとともに、一人一人の障がいの特性等に応じた教育が行われるよう対応を図っていきます。	特別支援学級の状況（平成30年5月1日現在） 【福田中】 ・自閉症・情緒 生徒数：2 学級数：1 担任数：1 支援員：0 【川間中】 ・知的 生徒数：1 学級数：1 担任数：1 支援員：1 ・自閉症・情緒 生徒数：9 学級数：2 担任数：2 支援員：1 【岩名中】 ・自閉症・情緒 生徒数：11 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【木間ヶ瀬中】 ・自閉症・情緒 生徒数：11 学級数：2 担任数：2 支援員：2 【二川中】 ・知的 生徒数：8 学級数：1 担任数：1 支援員：1	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
76	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子どもを持つ保護者が児童相談所や野田特別支援学校の教育相談等を活用し、引き続き早期から適切な教育相談が行える体制を整備していきます。	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の子ども部会等において、ライフサポートファイルの導入に関する協議等が進みませんでした。（障がい者支援課）	障がい者支援課 相談支援係、指導課
77	(1)	一貫した相談支援体制の構築	・障がいのある子ども一人一人の個性に応じた支援体制の充実を図り、障がいのある子どもの社会的、職業的自立を促進するため、教育、福祉、医療、労働等の幅広い視点から適切な支援を行えるよう関係機関と連携し、包括的なサポート体制の構築に努めます。	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会において、教育、福祉、医療、労働等に対応すべく、相談支援部会、就労支援部会、子ども部会、権利擁護部会を開催し、情報共有等を実施しました。 また、障害者就業・生活支援センターはーとふるの地域意見交換会、市内グループホームで構成する野田圏域グループホーム運営協議会、特別支援学校の地域移行支援会議等に参加し、支援体制の連携強化に努めました。 相談支援部会 3回開催 7/27 11/16 2/27 就労支援部会 3回開催 7/25 11/28 2/28 子ども部会 3回開催 7/25 11/28 2/22 権利擁護部会 3回開催 7/27 11/22 2/28	障がい者支援課 相談支援係、計画係、指導課
78	(2)	教育環境の整備	・特別支援学校で行う保護者への教育支援や小・中学校における障がいのある児童・生徒への教育支援等の地域の中核となる教育センター的機能の充実を図るための取組を支援します。	・特別支援学校の移行支援会議に参加しました。 ・特別支援学校卒業後の進路として、就労継続支援B型事業所を検討する場合、就労アセスメントを実施する体制を、就労支援部会等において検討し、特別支援学校、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターはーとふると連携しました。（障がい者支援課）	障がい者支援課 相談支援係、指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
79	(2)	教育環境の整備	<p>・専門家チームの設置と教育相談の拡充により、学校外の専門家等の人材活用や、組織として一体的な取組を可能とする支援体制の構築、更には特別支援教育連携協議会を設置し、関係機関との有機的な連携協力体制の構築等により、一人一人の教員及び療育にかかわる専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。</p>	<p>・医師、大学教員、臨床心理士、特別支援学校教諭、特別支援学級担任などからなる「専門家チーム」を設置し、年間5回の事例検討会を実施しました。各学校の課題に応じて、より具体的な支援についてアドバイスいただきました。さらに、各関係機関の連携が進むように支援体制を構築しました。学校の要請に応じて実施し、校内支援体制の構築や教員の指導力の向上にも努めました。</p> <p>・年3回の特別支援教育連携協議会を開き、それぞれの立場で情報提供いただきました。考えていることや今後の方向性などを意見交換し、協力体制を強化に努めました。</p>	指導課
80	(2)	教育環境の整備	<p>・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教職員等を対象に研修会や講習会を実施し、複数の障がいを持つ児童・生徒に対応していきます。</p>	<p>・特別な支援を必要とする児童生徒への理解と支援の方法について、全ての学級を対象とした教職員を対象に研修会を実施しました。（8月・教育相談研修会「教師力を高める教育相談」文教大学教育学部 会沢 信彦先生によるご講演）</p> <p>・特別な支援を必要とする児童・生徒への支援の充実を図るため、教育課程説明会を実施しました。（講師：野田特別支援学校教諭と担当指導主事）</p> <p>4月10日（火）15時～16時30分 特別支援学級等新任担当者研修会 「特別支援教育の基礎基本」</p> <p>4月11日（水）15時～16時30分 通級指導教室・教育課程説明会</p> <p>4月12日（木）15時～16時30分 特別支援学級・教育課程説明会</p>	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
81	(2)	教育環境の整備	・実践的な研修により児童・生徒の個々の状況に応じた指導や教育の一層の充実を図ります。	<p>・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。</p> <p>4月14日(金) 講師：手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義：「この街ですずっと暮らしていきたい」</p> <p>参加者：新規採用教職員（50名）市内転入職員（12名）</p> <p>・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師：児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」</p> <p>・大学の先生方をお招きし、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。</p> <p>教育相談研修会</p> <p>8月1日(火) 9時～12時 特別支援教育研修 「教師力を高める教育相談」 文教大学 教育学部 教授 会沢 信彦先生 参加者：63名</p> <p>13時30分～16時 不登校研修 「不登校児童生徒への対応の仕方」 東京情報大学 総合情報学部 教授 田邊 昭雄 先生 参加者：58名</p> <p>・各学校では夏休みなどに、教育委員会と連携し、特別支援教育をテーマとした校内研修会や授業研究会を実施しました。</p>	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
82	(2)	教育環境の整備	・学校施設については、障がいの有無に関わらず様々な人々が利用する公的な施設であり、災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、施設のバリアフリー化を推進し、障がいのある子どもにも利用しやすい教育施設の場を確保できるよう推進していきます。	<p>【南部小学校】 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【福田第一小学校】 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【清水台小学校】 女子トイレ（1階、2階）のブース改修、手すり設置、段差解消</p> <p>【山崎小学校】 階段（2階～3階）、廊下の手すり設置 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【岩木小学校】 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【七光台小学校】 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【南部中学校】 男子トイレ（1階）のブース改修、手すり設置、段差解消</p> <p>【北部中学校】 給食調理員トイレ：洋便器0台 1台</p> <p>【木間ヶ瀬中学校】 生徒トイレ：洋便器4台 18台 教職員トイレ：洋便器2台 4台 体育館トイレ：洋便器0台 3台</p> <p>【二川中学校】 体育館出入口のスロープ設置</p> <p>【関宿中学校】 生徒トイレ：洋便器0台 6台 教職員トイレ：洋便器2台 3台 体育館トイレ：洋便器0台 2台</p>	教育総務課
83	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・障がい者が様々なスポーツや文化活動に参加できるよう活動機会の拡大を図ります。	・障がい者が様々なスポーツや文化芸術活動に参加できるよう支援しました。 千葉県障害者スポーツ大会：参加者 30名（応援等を含む）	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等（通し番号70から87まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
84	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・レクリエーションやスポーツの指導員を確保するとともに、障がい者自らが指導員として参画できるよう支援します。	・千葉県及び千葉県障害者スポーツレクリエーション協会主催の障害者スポーツ研修会等の案内を周知し、参加を促しました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
85	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・市報掲載等、広報・啓発に努め、障がいのある人もない人も、障がい者のスポーツや文化芸術活動に対する関心を深め、障がい者の健康増進や生活の質の向上を図ります。	・千葉県障害者スポーツ大会をはじめとする行事について、市報掲載等、広報・啓発に努めました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
86	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。	・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	生涯学習課、中央公民館
87	(3)	文化芸術活動、スポーツ等の振興	・地域における学校卒業後の学習機会の充実のため、引き続き、教育、療育・障がい者青年学級終了後、自主的なサークル活動を行うため、引き続き、代表者の育成を図ります。	・障がい者青年学級「わたぼうし」を開設し、毎月1回日曜日に、障がいを持つ青年の社会的自立を目指して、調理実習やスポーツ、館外活動を行いました。 ・障がいを持つ青年とボランティアによる学級を開設し、代表者の育成を図りました。	生涯学習課、中央公民館

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
88	(1)	障がい者雇用の促進	・障がい者の雇用促進を図るため、事業者と障がい者による「障害者雇用促進合同面接会」に積極的な参加を促します。	・障がい者の雇用の促進を図るため、松戸公共職業安定所野田出張所と連携し、松戸公共職業安定所が実施する「障害者雇用促進就職面接会」について、ポスター、チラシ等による啓発活動を行い、障がい者の参加を促しました。 面接会実施日：11月9日	商工観光課
89	(1)	障がい者雇用の促進	・雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。	・障害者差別解消法に関するパンフレットを、民間事業所等に配布し、広報啓発に取り組みました。（商工観光課） ・市報に「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。 ・障がい者別解消を啓発するための小冊子を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と共同で作成し、成人式において配布しました。 ・権利擁護部会 3回開催 7/27 11/22 2/28 ・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席しました。（障がい者支援課）	障がい者支援課、商工観光課
90	(1)	障がい者雇用の促進	・「障害者雇用率制度」の普及促進を進めるとともに、改正障害者雇用促進法（平成30年4月施行）施行に伴う精神障がい者の雇用が義務化されたことを踏まえ、障がい者雇用について啓発広報に努めます。	・障がい者の法定雇用率達成指導や市内の障がい者の雇用状況及び各種支援制度を紹介した「障がい者・高齢者の雇用安定のための各種支援等措置のご案内」を配布し啓発に努めました。 ・野田地区雇用対策協議会の事業として、野田市工業団地連絡会、関宿工業団地連絡協議会等を対象に「障がい者雇用促進説明会」を開催し、障がい者の雇用の安定・促進を図りました。 実施日：2月21日、参加：8社、9人	商工観光課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
91	(1)	障がい者雇用の促進	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の機会を捉え障がい者の雇用について配慮していただくよう要請し、障がい者雇用の促進を図ります。	・宅地開発事業や大規模小売店舗等出店の事前協議の際に、障がい者の雇用について配慮していただくよう事業者に要請しました。	商工観光課
92	(1)	障がい者雇用の促進	・引き続き、障がい者の特性や適性に応じた訓練施設や就労の場を確保するため、施設や場を整備・提供していただける法人等に対する支援を検討するほか、障がい者相談支援事業の中で、生活支援ワーカーと連携して、就労相談や情報提供の要請に応じます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会等における、障がい者の雇用の促進に協力しました。（商工観光課） ・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会に参加するとともに、関係機関との連絡体制強化を図りました。（障がい者支援課）	障がい者支援課 相談支援係、商工観光課
93	(1)	障がい者雇用の促進	・社会福祉協議会が野田市斎場内に設置している「セレショップやすらぎ」に従事している精神障がい者に対し就労に向けた支援を実施します。	・斎場売店の従事者に対して、日々の業務態度や今後の課題について自己評価する「やすらぎチャレンジシート」を継続実施し、一般就労に向けた支援の拡充を図りました。 ・「斎場売店職員」を一般公募し、安定的な支援を提供できるよう努めました。 ・斎場売店サポート委員会を月に1回開催し、情報の共有を図りました。	社会福祉協議会

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
94	(1)	障がい者雇用の促進	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。	・職業紹介相談員により「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」のほか、30年度に創設した「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進について関係機関と連携し推進しました。 障がい者職場実習奨励金支給対象者：9事業所、11人 雇用促進奨励金交付対象者：42人 トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給対象者：なし	商工観光課
95	(2)	総合的な就労支援	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。 ・、松戸公共職業安定所が開催する「障害者雇用促進セミナー」の情報提供を行いました。	商工観光課
96	(2)	総合的な就労支援	・職業紹介相談員兼求人開拓員の事業所訪問などにより、「障がい者職場実習奨励金支給事業」、「若年者等トライアル雇用奨励金支給事業」、「野田市雇用促進奨励金交付事業」及び「野田市起業家支援事業」の周知を図るとともに、利用促進について関係機関と連携し、推進します。（再掲）	・職業紹介相談員により「障がい者職場実習奨励金支給事業」及び「野田市雇用促進奨励金交付事業」のほか、30年度に創設した「トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給事業」の周知を図るとともに、さらなる利用促進について関係機関と連携し推進しました。 障がい者職場実習奨励金支給対象者：9事業所、11人 雇用促進奨励金交付対象者：42人 トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給対象者：なし	商工観光課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
97	(2)	総合的な就労支援	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等に参加し、障がい者の雇用の促進に努めます。	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する地域意見交換会に参加するとともに、関係機関との連絡体制強化を図りました。	障がい者支援課 相談支援係
98	(2)	総合的な就労支援	・障がい者の地域生活において、就労は非常に重要であり、専門機関である「障害者就業・生活支援センターはーとふる」に情報を提供、就労している者のフォローを連携して実施します。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に参加し、情報収集、意見交換を実施しました。	障がい者支援課 相談支援係
99	(2)	総合的な就労支援	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」と連携し、障がい者に係る求人情報を提供するなど、障がい者の雇用につながるワンストップサービスの推進を図ります。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に参加し、情報収集、意見交換を実施しました。	障がい者支援課 相談支援係
100	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・事業者に対し働きやすい環境づくりを要請する等の対応とともに、講演会開催情報を提供することで理解の促進を図ります。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。 ・、松戸公共職業安定所が開催する「障害者雇用促進セミナー」の情報提供を行いました。	商工観光課
101	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・障がいの部位・特性等に配慮し、障がい者がITを活用し職域の拡大や障がいの特性に応じた雇用・就労形態の選択が可能となるよう、IT機器等の操作に習熟するための職業訓練を推進します。	・就労を目指す障がい者からの相談に対してIT機器による訓練プログラムを行っている職業リハビリテーションセンター、障害者高等技術専門校の入校案内を窓口にて配布しました。	商工観光課
102	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・「障害者就業・生活支援センターはーとふる」が主催し、ハローワークや福祉事業所、企業等が参加する「地域意見交換会」等、地域の就労支援関係機関と連携し、障がい者の就労支援を促進します。	・松戸公共職業安定所が主催する障害者雇用連絡会、障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に参加し、情報収集、意見交換を実施しました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
103	(3)	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	・「野田市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、本市における障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達を推進します。	・障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進のため、各課、各施設へ市内の障がい者就労施設の受注事例を紹介し、受注を募りました。 実績：954,646円 主要な受注先 就労サポート・のだ：清掃工場の清掃及び雑務業務（清掃第一課） ひばり：リサイクルセンター研修棟の清掃業務（清掃第一課） 関宿心身障がい者福祉作業所：発達障害週間啓発物資（障がい者支援課）	障がい者支援課 計画係
104	(4)	経済的自立の支援	・重度障がい者医療費助成の現物給付化については、千葉県に合わせて平成27年8月から実施します。（再掲）	・重度障がい者医療費助成を現物給付または償還払いにより実施しました。 身体 受給者2,302人 件数62,968件 知的 受給者 595人 件数 9,020件 精神 受給者 149人 件数 3,201件 合計 371,356,032円	障がい者支援課 障がい者福祉係
105	(4)	経済的自立の支援	・心身障がい者福祉手当等については、現下の厳しい財政状況を踏まえた中で、制度の見直しに向け、対応を検討します。	・各種手当等の支給を行いました。 身体障がい者福祉手当 受給者2,787人 支給額153,288,500円 知的障がい者福祉手当 受給者163人 支給額9,860,000円 重度知的障がい者福祉手当 受給者144人 支給額14,315,750円	障がい者支援課 障がい者福祉係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

4 雇用・就業、経済的自立の支援（通し番号88から108まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係															
106	(4)	経済的自立の支援	・就労については、「障害者・生活支援センターはーとふる」と連携し、就労を目指した障害福祉サービスの利用などの支援を実施するとともに、諸手当などの給付サービス、税政上の優遇措置等を用い、総合的に障がい者の自立を支援していきます。	<p>・次のとおり経済的支援を行いました。 重度心身障がい者医療費助成金実績</p> <p>身体 受給者2,302人 知的 受給者 595人 精神 受給者 149人 合計 371,356,032円</p> <p>心身障がい者福祉手当支給実績</p> <table border="0"> <tr> <td>身体障がい者</td> <td>2,787人</td> <td>153,288,500円</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>163人</td> <td>9,860,000円</td> </tr> <tr> <td>重度知的障がい者</td> <td>144人</td> <td>14,315,750円</td> </tr> <tr> <td>利用者傷害保険料助成</td> <td>346人</td> <td>695,400円</td> </tr> <tr> <td>通所施設等交通費助成</td> <td>269人</td> <td>6,952,750円</td> </tr> </table> <p>・障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席し、情報収集、意見交換するとともに、利用者の就労について連携し支援を行いました。（相談支援係）</p>	身体障がい者	2,787人	153,288,500円	知的障がい者	163人	9,860,000円	重度知的障がい者	144人	14,315,750円	利用者傷害保険料助成	346人	695,400円	通所施設等交通費助成	269人	6,952,750円	障がい者支援課 相談支援係、障がい者福祉係
身体障がい者	2,787人	153,288,500円																		
知的障がい者	163人	9,860,000円																		
重度知的障がい者	144人	14,315,750円																		
利用者傷害保険料助成	346人	695,400円																		
通所施設等交通費助成	269人	6,952,750円																		
107	(4)	経済的自立の支援	・民間施設（入所、通所）の傷害保険料の掛金について、負担の軽減を図るため、引き続き、支援していきます。	・障がい者支援施設や地域活動支援センターの利用者に対し傷害保険料の助成を行いました。 対象者346人 695,400円	障がい者支援課 障がい者福祉係															
108	(4)	経済的自立の支援	・施設利用者の経済的負担の軽減を図るため、送迎のためのバスの運行費、通所者の支援施策を引き続き進めます。	・施設通所者の支援施策として、交通費の助成を行いました。 対象者269人 6,952,750円	障がい者支援課 障がい者福祉係															

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

5 生活環境（通し番号109から122まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
109	(1)	住宅の確保	・障がい者に配慮した公営住宅の生活環境整備を今後とも推進していきます。	・障がい者に配慮し、共用階段へ手摺りの取り付けを要望しました。（上花輪団地3号棟、七光台中央団地）	営繕課
110	(1)	住宅の確保	・平成27年度以降については上花輪団地2号棟、3号棟、七光台中央団地の順に共用階段へ手すりの取り付けを行う予定です。		営繕課
111	(1)	住宅の確保	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めます。	・障がい者の生活環境の向上のため、日常生活用具の一部として住宅改修の給付を行い、住宅のバリアフリー化の推進に努めました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
112	(1)	住宅の確保	・グループホームについては、地域で生活する障がい者に対する在宅支援の拠点として、民設民営を基本とした整備を推進し、運営を支援するとともに、入居者の家賃についても支援し、利用の促進を図ります。（再掲）	・グループホームの利用促進を図るため、事業所の運営を支援するとともに、入居者の家賃補助を実施しました。 対象者数：96人 家賃補助額：11,915,799円 ・グループホームの運営に要する経費の一部を補助しました。 施設数：26箇所 補助額：9,738,160円 ・野田圏域障がい者グループホーム等連絡協議会に出席し情報の共有を図りました。	障がい者支援課 相談支援係
113	(2)	公共施設等のバリアフリー化の促進	・今後も引き続き改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議します。	・改修等を行う場合には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「千葉県福祉のまちづくり条例」に基づき施工するよう協議、指導しました。 相談件数は35件で住居12件、公共施設1件、商業施設9件、その他12件でした。 ・公益的施設について、高齢者や障がいのある人たちが安全で快適に利用できるよう必要な整備基準への適合努力義務を求めました。 ・千葉県福祉のまちづくりの基準に満たない施設についても、高齢者や障害者に配慮した施設になるよう要請しています。	生活支援課社会係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

5 生活環境（通し番号109から122まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
114	(2)	公共施設等のバリアフリー化の促進	・バリアフリー法に基づく「野田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を基準とした都市公園の園路などの施設改修を引き続き実施し、障がい者や高齢者等誰もが快適に利用できる公園の整備を進めます。	・安全で快適な歩行空間を確保するため、街路樹の根上がりにより歩道に段差が生じていた根の除去を6箇所実施。段差の解消を図りました。	みどりと水のまちづくり課
115	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・今後も、公共施設半径1,000m以内の福祉のまちづくりパトロールを実施し、歩行空間の安全確保（バリアフリー化）を図ります。また、公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメント基本方針及び27年度策定予定の野田市公共施設等総合管理計画の中で検討していきます。	<p>・16路線のパトロールを行い、段差の解消、点字ブロックの張替、歩道舗装打換え、側溝の蓋改修などの補修・改修に努めました。</p> <p>関宿会館（4）、関宿小（2）、七光台駅（2）、南部中（2）、第一中（2）、福田中（2）、島会館（2）</p> <p>平成25年度よりパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、パトロールの対象となる路線は、全体で160路線となります。その中で平成28年度から平成30年度までの3年間で実施する路線は48路線となっており、平成30年度は、16路線を実施いたしました。</p> <p>16路線のパトロールの結果指摘箇所数は市分66か所、警察等6か所、その他15か所の合計87か所で、市分66か所の指摘箇所は工事等により改修いたしました。（生活支援課）</p> <p>・交通バリアフリー法専門部会で決定した下記の整備工事を実施しました。</p> <p>総合公園体育館、南コミュニティセンターの一部トイレ洋式化及び文化会館ロビー手摺の設置、市役所1・2階トイレの一部に暖房付温水洗浄便座の設置（営繕課）</p>	生活支援課社会係、営繕課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

5 生活環境（通し番号109から122まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
116	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。	・交通バリアフリー法に基づき作成した野田市移動円滑化基本構想に沿って、駅、駅前広場、道路、信号機等の一体的なバリアフリー化を推進しました。 （企画調整課・都市整備課） ・まめバス乗務員に対してバス停等での接遇対応について、市民の意見・要望等を共有し、サービスの向上に努めました。（企画調整課）	企画調整課、道路建設課、都市整備課
117	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・重点整備地区の愛宕駅周辺地区は、愛宕駅西口駅前広場の整備を進めるとともに、連続立体交差事業に合わせて駅のバリアフリー化を推進していきます。	・連続立体交差事業については、令和2年度高架切り替えによる駅のバリアフリー化を目指し、事業を推進しました。 ・愛宕駅西口駅前広場についても、東口駅前広場同様に歩道の幅員や勾配等について、交通バリアフリー法の移動円滑化基準に基づき整備を進めるため、土地開発公社が先行取得した物件補償の一部買戻しを実施しました。 <参考> ・愛宕駅及び野田市駅は、連続立体交差事業により完全バリアフリー化が図られることから、事業の早期完成を推進していきます。 （高架橋工事、既存軌道撤去工事等 事業進捗率：39.7%）	愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、都市整備課
118	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・準重点整備地区の川間駅北口駅前広場は、街路事業に合わせて整備を実施するとともに、野田市駅は、連続立体交差事業、区画整理事業等の実施に合わせてバリアフリー化を推進していきます。	・準重点整備地区の野田市駅は、連続立体交差事業により、バリアフリー化を進めるとともに、野田市駅前広場などの野田市駅西地区は、土地区画整理事業より、バリアフリー化に対応した整備を図っており、物件補償を進めました。	道路建設課、都市整備課
119	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の通行の安全を図るため、視覚障がい者用信号機等（音声付信号機等）の設置について警察署に要望していきます。	・視覚障がい者用信号機の要望はありませんでした。 ・視覚障がい者の要望に応じ、市民生活課と協力し、横断旗入れボックスを設置しました。	市民生活課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

5 生活環境（通し番号109から122まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
120	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障がい者の様々な要望に対応するため、船形地区の第二福祉ゾーンには、障害福祉サービス事業所ひばり、ほっと、みそらが整備されています。今後も、建設や運営能力が確実な法人等に土地を貸与し、民設民営による施設整備を図ります。	・具体的な実績はありません	生活支援課社会係
121	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・施設整備については、障がい者が身近なところで施設を利用できるよう既存施設の有効活用等も含めて、野田市の現状と利用者の要望を踏まえ真に必要なものを見極め検討します。	・あおい空において、重症心身障害児者等を対象とした日中一時支援事業、短期入所事業を実施しました。 日中一時支援12人 短期入所事業12人利用	障がい者支援課計画係
122	(3)	障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進	・障害者総合支援法により、障がい者種別を越えた施設サービスの利用が可能となっていることから、既存の障がい者施設の利用について検討していきます。	・自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の相談支援部会を開催し関係機関との情報共有等を実施しました。また、障害者就業・生活支援センターはとふるの地域意見交換会に参加し、支援体制の連携強化に努めました。 相談支援部会 3回開催 7/27 11/16 2/27	障がい者支援課相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

6 情報アクセシビリティ（通し番号123から135まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
123	(1)	情報バリアフリー化の推進	・障がい者のIT活用による就労や社会参加を促進するため、ITの利用について様々な角度から推進するとともに、その基盤となる情報通信機器（日常生活用具）給付の中で、引き続き支援していくほか、機器に関する情報提供や活用方法の検討についても進めていきます。	・野田公民館において、視覚障がい者を対象にパソコン講習会を開催しました。（生涯学習課） ・社会福祉協議会への委託により障がい者パソコン講習会を実施しました。（障がい者福祉係） 参加者4人	障がい者支援課 障がい者福祉係、生涯学習課
124	(1)	情報バリアフリー化の推進	・障がい者の情報活用能力の向上のため、パソコン教室等の研修・講習会の充実を図るほか、障がい者のITの利用を支援する支援技術者の養成・育成を推進するための施策を促進するなど障がい者のIT利用を総合的に支援します。	・障がい者パソコン講習会 開催日 10月1日から11月26日まで （3時間/回×8回＝24時間） 場所：野田公民館情報活用コーナー 参加者数4人	障がい者支援課 障がい者福祉係
125	(1)	情報バリアフリー化の推進	・野田公民館情報活用コーナーでは事業を継続するとともに、引き続き社会福祉協議会及びボランティアセンターと講座情報の共有化を図り、情報提供体制を一層強化していきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習会を開催し、延べ4名が受講しました。また開催に当たっては、施設ボランティア（延べ2名）がサポートしました。 （11月10日～2月9日、4回、2時間/回）	生涯学習課
126	(2)	情報提供の充実等	・公共サービスにおいては、補聴援助システムの普及や点字、録音物等による広報を推進するほか、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕者、朗読者等の協力を求めるなど、それぞれの障がい特性に的確に対応した情報提供に努めます。	・点訳の会及び朗読グループあいの会の協力により、市報等の点字、録音物等による広報の推進に努めました。（社会福祉協議会） ・ボランティアセンターにおいて、点訳の会や朗読グループの協力により、点字、録音物等による広報の推進に努めました。（障がい者支援課） ・第3次障がい者基本計画の策定においては、視覚障がいのある方に配慮し、計画書全文に音声コード（Uni-Voice）を添付しました。（障がい者支援課）	障がい者支援課 計画係、障がい者福祉係、社会福祉協議会

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

6 情報アクセシビリティ（通し番号123から135まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
127	(2)	情報提供の充実等	・講演会や説明会などにおいて、手話や要約筆記、補聴援助システム等が設置される旨の周知を図ります。	・イベント等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣、ヒアリンググループの設置について、チラシや広報紙にその旨を記載し、市民への周知に努めました。（障がい者支援課）	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会
128	(2)	情報提供の充実等	・障がい者が出席する会議については、会議資料の提供方法や会議の進め方等について、できるだけ障がい特性に応じた形となるよう努めます。	・障がい者が出席する会議等に必要な意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の派遣を行いました。また、必要に応じてヒアリンググループの貸し出しを行いました。 手話通訳者派遣455件 要約筆記者派遣101件	障がい者支援課 障がい者福祉係
129	(3)	意思疎通支援の充実	・コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者や聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者及び点訳奉仕者の養成研修を推進、強化するとともに、これらの派遣体制の充実強化を図ります。	・視覚障がい者や、聴覚障がい者のニーズに対応するため、盲人ガイドヘルパーや手話通訳者、要約筆記者の派遣及び、手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施しました。 手話奉仕員養成講座（後期） 開催日 平成30年6月7日から12月20日まで 計27回 場所 総合福祉会館第3会議室 参加者 9名 要約筆記者養成講座（前期） 開催日 平成30年6月12日から12月18日まで 計27回 参加者 3名	障がい者支援課 障がい者福祉係、社会福祉協議会
130	(3)	意思疎通支援の充実	・各種サービス窓口における手話のできる職員の育成、配置や点字の案内板等の設置を行うことにより、視聴覚障がい者の利便性の向上を図ります。	・市から社会福祉協議会へ委託している手話奉仕員養成講座は前期と後期で構成されており、それぞれ隔年で開催しています。後期の受講は前期受講修了者に限られ、平成30年度に実施した後期の職員の受講対象者は、平成29年度に前期を受講した1名でしたが、受講には至りませんでした。	障がい者支援課 障がい者福祉係、人事課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

6 情報アクセシビリティ（通し番号123から135まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
131	(3)	意思疎通支援の充実	・市本庁舎及び関係支所に要約筆記の技能も備えた手話通訳者を設置し、対応し利便性の向上を図っていきます。加えて、設置通訳者の同行範囲について検討します。	・手話通訳者の設置について、平成28年に拡充した市役所に週4日（4時間/日）、支所に週1日（4時間/日）を継続しました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
132	(3)	意思疎通支援の充実	・公共施設においては、千葉県が定めた「障害のある人に対する情報保障のガイドライン」に沿い、コミュニケーション支援体制の充実に努めるとともに、コミュニケーションボード等の活用により、知的障がい者や自閉症者などが円滑なコミュニケーションを行いやすくなるような環境づくりを推進します。	・平成29年度から実施している聴覚や言語に障がいのある方への窓口等での対応について、筆談対応ができることを示すマークの「筆談マーク」を窓口等に継続して設置しました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
133	(3)	意思疎通支援の充実	・「手話言語法」の制定に向け、市としても法整備の実現に向けて支援していきます。	・手話奉仕員養成講座（後期）については、前期を修了した者が条件となるが、前期に参加した職員が職務の都合で参加できませんでした。	障がい者支援課 障がい者福祉係
134	(4)	行政情報バリアフリー化の推進	・引き続き、野田公民館情報活用コーナーでの障がい者のIT活用を促進するための事業を継続するとともに、関係機関と連携し機器の活用をより一層PRしていきます。	・野田公民館における取組として、視覚障がい者パソコン講習会を開催しました。（11月10日～2月19日、4回、2時間/回）	生涯学習課
135	(4)	行政情報バリアフリー化の推進	・市公式ホームページは、障がい者を含む全ての人々が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に努めます。	・平成29年度同様、ウェブアクセシビリティの維持・向上及び、市報などの頒布物のバリアフリー化に務めました。	広報広聴課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

7 安全・安心（通し番号136から143まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
136	(1)	防災対策の推進	・引き続き、防災会議委員に障がい者団体連絡会から女性1人が参加し、地域防災計画等の作成等の取組を促進し災害に強い地域づくりを促進します。	・千葉県地域防災計画の見直しに伴い整合を図ること及び災害医療救護活動に関し、地域防災計画の修正を行いました。	防災安全課
137	(1)	防災対策の推進	・災害時に防災行政無線で聴覚障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう手帳を所有する世帯へ引き続き防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の無償貸与を実施します。	・聴覚障がい者から、防災行政無線の文字表示機能付戸別受信機の新規設置依頼はありませんでした。	防災安全課
138	(1)	防災対策の推進	・避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しつつ、自治会や自主防災組織への働き掛けを行い台帳の整備を進め、安全な避難体制を確立していきます。	・新たに要支援名簿登載の対象となった方に、名簿への登載とその名簿を避難支援等関係者へ情報提供することについての同意確認及び意向確認を年3回行い、更新名簿を作成の上、自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に提供し、個別計画の作成を含めた台帳整備を行いました。（高齢者支援課）	障がい者支援課 障がい者福祉係、高齢者支援課
139	(1)	防災対策の推進	・災害時に、一般の避難所での避難生活が困難なため、特別な配慮をする障がい者や高齢者のみの世帯の方が避難する福祉避難所において、障がい者が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう必要な体制を整備します。	・10月21日（日）に開催された防災フェアにおいて救急医療情報キットの周知ほか、手をつなぐ親の会まめっこの協力により障がい特性の講演を行いました。	障がい者支援課 障がい者福祉係
140	(1)	防災対策の推進	・障がい者関係団体の参加により防災関係部局及び福祉関係部局との連携の下で、引き続き防災訓練の実施等の取組を促進し災害に強い地域づくりを推進します。	・10月21日（日）に開催された防災フェアにおいて救急医療情報キットの周知ほか、手をつなぐ親の会まめっこの協力により障がい特性の講演を行いました。	障がい者支援課 障がい者福祉係、防災安全課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

7 安全・安心（通し番号136から143まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
141	(1)	防災対策の推進	・自主防災組織の設立を促進するほか、防災訓練実施に活動補助金を交付するなど、災害に強い地域づくりを推進します。	・自主防災組織に対する補助制度については、資機材補助金が10団体、活動補助金は168団体の申請があり、新たに3団体が組織されました。	防災安全課
142	(1)	防災対策の推進	・災害発生時又は災害が発生するおそれのある場合に、障がい者に適切に情報を伝えるための防災ハンドブックを引き続き作成し配布します。	・防災安全課窓口及び市民課窓口、関宿支所、各出張所、各公民館にて防災ハンドブックの配付を行いました。	防災安全課
143	(2)	防犯対策の推進	・青色回転灯搭載の防犯パトロール車両によるパトロールを行い犯罪抑止に努めます。	・北部地区に設置した「まめばん」とともに、青色回転灯搭載の防犯パトロール車両2台による市内全域のパトロール及び不審者情報付近の重点パトロールを行い、犯罪抑止に努めました。 ・市報、ホームページ、まめメール等で、市内で発生する犯罪情報を提供し、被害に遭わないように広報周知を行いました。 ・防犯推進員による市内の全小学校へ防犯教室（低学年向け）を実施。	防災安全課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

8 差別の解消及び権利擁護の推進（通し番号144から149まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
144	(1)	障がい者を理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月の障害者差別解消法の施行に合わせ、法の趣旨、目的等に関する効果的な広報、啓発活動、相談体制の整備に取り組み、障がい者を理由とする差別の解消の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市報に「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。 障がい者差別解消を啓発するための小冊子を野田市障がい者自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会と共同で作成し、成人式において配布しました。 障害者差別に関する相談受理件数 2件 権利擁護部会 3回開催 7/27 11/22 2/28 	障がい者支援課 相談支援係、計画係
145	(1)	障がい者を理由とする差別の解消の推進	<ul style="list-style-type: none"> 雇用における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置が新たに規定された改正障害者雇用促進法（平成28年4月施行）に基づき、障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働く場合の支障を改善するための措置等について、広報啓発に取り組みます。（再掲） 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法に関するパンフレットを民間事業所等に配布し、広報啓発に取り組みました。（商工観光課） 市報に「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。 障がい者差別解消を啓発するための小冊子を野田市障がい者自立支援・差別解消支援地域協議会と共同で作成し、成人式において配布しました。 権利擁護部会 3回開催 7/27 11/22 2/28 障害者就業・生活支援センターはーとふるが主催する意見交換会に出席しました。 	障がい者支援課 相談支援係、計画係、商工観光課
146	(2)	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合相談センターは、障がい者虐待防止センター機能を有していることから、障がい者の虐待通報、届出等に対応するとともに相談体制の充実に努めます。また、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発を行い、障がい者虐待防止に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者支援課相談支援係が障害者虐待防止センターとして対応しており、平成30年度18件の通報、届出等を受け、4件を虐待認定しました。 10月15日号の市報に障がい者虐待防止の案内を掲載しました。 また、千葉県が主催する障害者虐待防止・権利擁護研修に年3回参加しました。 	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

8 差別の解消及び権利擁護の推進（通し番号144から149まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
147	(2)	権利擁護の推進	・障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援します。	・長期入院患者を抱える医療機関や入所施設からの相談に応じ、障害年金など個人の財産については、障がい者が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切に管理できるよう支援し、平成30年度市長申立てを4件実施しました。	障がい者支援課 相談支援係
148	(2)	権利擁護の推進	・日常生活自立支援事業については、相談等において、今後、相談支援員等からの支援につながるケースも想定されるため、福祉サービス事業所を中心に普及活動に努めます。（再掲）	・相談支援事業、成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、障がい福祉ガイドブックに制度を掲載し、普及啓発に努めました。	障がい者支援課 相談支援係
149	(2)	権利擁護の推進	・成年後見制度については、市民後見人の養成を行い支援体制の充実を図るとともに、障がい者福祉ガイドブック等により情報提供及び関係機関等と連携するなど相談状況に応じた支援を実施します。また、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、制度の適切な利用の推進を図ります。（再掲）	・成年後見人に関する相談について、社会福祉協議会の市民後見制度と連携を図り、市長による申立てを4件しました。 ・障がい福祉ガイドブック（成年後見制度、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業））による情報提供を実施しました。 ・障がいを理由とする差別相談が2件ありました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

9 行政サービス等における配慮（通し番号150から157まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
150	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・新規採用職員研修を始め、職員を対象とした接遇に関する研修を実施するとともに、職員自らが考え実践するための接遇改善委員会を設置し、更なる接遇マナーの向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に対する理解を深めるために、4月の新規採用職員研修（第一次）において、障がい者団体による研修を実施しました。新規採用職員40名、社会人経験者6名 ・障害者差別解消法の施行に伴い策定した「障がい理由とする差別の解消に関する野田市職員対応要領」の内容を、各職級別（主事、主任主事、係長及び課長級職員）の研修会において講義しました。受講者：97人 ・新規採用職員など未受講の職員を対象に認知症サポーター養成講座を実施しました。受講者：61名 ・接遇マナー向上などを図るため、4月の新規採用職員研修（第一次）において研修を実施しました。新規採用職員40名 	人事課
151	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・職員の障がい者への理解の促進を図るため、引き続き障がい者当事者団体の協力を得ながら研修を実施します。	・4月に新規採用職員研修（第一次）において野田市手をつなぐ親の会によるキャラバン隊「まめっこ」による研修を実施しました。	人事課
152	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・対人関係力を伸ばす講座を通信教育助成の対象講座にするとともに、職員への周知を行い受講者の増加に努めていきます。	・社会福祉協議会が実施する手話奉仕員養成講座は前期と後期で構成されており、それぞれ隔年で開催されています。後期の受講は前期受講者に限られ、平成30年度における受講対象者は平成29年度に受講した職員1名でしたが、受講には至りませんでした。	人事課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

9 行政サービス等における配慮（通し番号150から157まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
153	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・教職員については、正しい理解と支援の充実のため、特別支援教育に関する研修会や公開研究会等への参加を引き続き推進していくとともに、研修・研究の機会の拡充に努めます。	<p>・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。</p> <p>4月14日(金) 講師：手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義：「この街ですっと暮らしていきたい」</p> <p>参加者：新規採用教職員（50名）市内転入職員（12名）</p> <p>・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師：児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」</p> <p>・大学の先生方をお招きし、子どもの理解と保護者支援に関する研修会を開きました。</p> <p>教育相談研修会 8月1日(火) 9時～12時 特別支援教育研修 「教師力を高める教育相談」 文教大学 教育学部 教授 会沢信彦先生 参加者：63名</p> <p>13時30分～16時 不登校研修 「不登校児童生徒への対応の仕方」 東京情報大学 総合情報学部 教授 田邊 昭雄 先生 参加者：58名</p> <p>・各学校では夏休みなどに、教育委員会と連携し、特別支援教育をテーマとした校内研修会や授業研究会を実施しました。</p>	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

9 行政サービス等における配慮（通し番号150から157まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
154	(1)	行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）の策定にあたり、見直しの基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象に、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。 障がいのある人に関する問題や人権擁護に必要なこと等についての回答をまとめ、報告書を行政資料コーナーや各公共施設に配置しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。	人権・男女共同参画推進課
155	(2)	選挙等における配慮等	・移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化など、引き続き、投票環境の向上に努めます。	移動に困難を抱える障がい者等に配慮するため、スロープ設置や土足化を図るほか、全ての投票所に車椅子用記載台や点字器を設置するなど、投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等に努めました。	選挙管理委員会
156	(2)	選挙等における配慮等	・障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	・代理投票制度について、市報や市ホームページ等において周知を図り、障がい者が自らの意志に基づき円滑に投票できるように努めました。	選挙管理委員会
157	(2)	選挙等における配慮等	・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めます。	・不在者投票制度（指定病院等における不在者投票、郵便投票等）について、市報や市ホームページ等において周知を図り、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保に努めました。	選挙管理委員会

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
158	(1)	広報・啓発活動の推進	<p>・共生社会の理念を普及するとともに、障がい者に関する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めるため、「福祉のまちづくりフェスティバル」「ふれあいハートまつり」「子ども釣り大会」を始めとする各種行事や講演会を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体、企業、NPOなど幅広い層の参加による啓発活動等を推進します。</p>	<p>【障がい者福祉係】</p> <p>・障がいのある方と共にみんなが一緒に参加できる各行事を通して、障がい者について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進します。</p> <p>第44回おひさまといっしょに 場所：関宿総合体育館 開催日：6月16日（土） 参加校：福田中、南部中</p> <p>第28回サンスマイル 場所：野田市文化会館 開催日：7月24日（火） 参加校：市内小中学校特別支援学級、宮崎小、七光台小、二川小、山崎小など</p> <p>【生活支援課】</p> <p>福祉のまちづくりフェスティバル 開催日 平成30年12月1日（土） 場所 文化会館ロビー等 参加者数 約400人 ボランティア参加（第二中学校）</p> <p>福祉のまちづくり講座 学ぼう野田の福祉、ニュースポーツ、現在の福祉を知る、障がい者の方を招き疑似体験など。 会場：川間公民館（3回）78名参加 ：福田公民館（3回）136名参加</p>	障がい者支援課 障がい者福祉係、生活支援課 社会係、指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
159	(1)	広報・啓発活動の推進	・障害者基本法に定められた障害者週間において、懸垂幕を掲揚し、啓発活動を推進します。また、視覚障がい者のために、音声による啓発についても検討します。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。 ・市役所ふれあいギャラリーを活用して12月6日から12月12日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示しました。	障がい者支援課 計画係
160	(1)	広報・啓発活動の推進	・野田市子ども人権作品展に向けて、市内各学校で作文やポスター、標語等を募集し障がい者に対する理解を促進します。	・野田市子ども人権作品展を平成30年11月28日～12月4日まで開催しました。市内全ての小・中学校から作文やポスター、標語、習字作品が多数出品され、展示を見に来られた多くの方に、人権を尊重することの大切さについて知ってもらう機会となりました。	指導課
161	(1)	広報・啓発活動の推進	・各種障がい者のためのマークについて市報等の手段を通じ周知するなど、市民全体の障がい者に対する理解を深めるとともに、関係機関等との連携を図り、地域住民への啓発・広報を展開します。	・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。 ・市役所ふれあいギャラリーを活用して12月6日から12月12日まで、福祉作業所等で作成した作	障がい者支援課 計画係
162	(1)	広報・啓発活動の推進	・障害者総合支援法を始めとする各種福祉サービスの周知徹底を図るため、障がい者福祉ガイドブックや広報紙、ホームページ等による広報活動の充実に努めます。	・障害者総合支援法を始めとした各種福祉サービスの周知のため、障がい者福祉ガイドブックを定期的に改定するとともに、併せて広報紙、ホームページ等による広報活動を実施しました。 ・障害者差別解消法の啓発のため、野田市成人式にて啓発リーフレットを配布しました。 ・障害者虐待防止法について、10月15日号の市報に周知掲載しました。	障がい者支援課 相談支援係

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
163	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・障がい者団体や施設等が行う、障がい者に対する理解促進のための啓発、広報活動を積極的に支援するとともに、広く情報提供に努めます。	<p>・12月3日～9日の障害者週間に市役所の懸垂塔に懸垂幕を掲揚するとともに、窓口にポスターを掲示し、啓発を図りました。</p> <p>・引き続き市役所ふれあいギャラリーを活用して12月5日から12月11日まで、福祉作業所等で作成した作品を展示しました。</p> <p>・市報に「みんなで支えるバリアフリー」を掲載し、障がいの理解を進めました。</p> <p>・障がい者別解消を啓発するための小冊子を野田市障がい者自立支援・差別解消支援地域協議会と共同で作成し、成人式において配布しました。</p>	障がい者支援課 計画係
164	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習や交流教育などの小・中学校等における学校教育活動を通じ、障がい者に対する理解を深める福祉教育を社会福祉協議会とも連携し積極的に推進します。	<p>・小・中学校では、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級と通常学級との共同・交流学習に取り組みました。特別支援学校との居住地校交流も実施しました。ボランティアサークルの協力を得て、小学校で車いす体験や手話・点字の学習等を実施し、障がい者に関する理解を深めました。</p>	指導課
165	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・体験学習、交流教育の実施に当たっては、3障がいのバランスに配慮するとともに、障がい当事者との交流機会の創設に努めます。	<p>・特別支援教育の正しい理解と支援の充実のため、野田市新規採用教職員及び転入教職員を対象とした研修会を実施しました。</p> <p>4月13日(金) 講師：手をつなぐ親の会キャラバン隊「まめっ娘」 講義：「この街ですっと暮らしていきたい」 参加者：新規採用教職員（35名）</p> <p>・学校人権教育の観点からも、障がいのある方の人権について上記の新規採用教職員及び転入教職員研修会で講義を設定しました。講師：児童家庭部人権・男女共同参画推進課啓発係職員 講義「野田市における人権教育について」</p>	指導課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
166	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・引き続きフィルムライブラリーの充実及び利用促進を図り、障がいや障がい者理解のための啓発に努めます。	・障がい者に対する市民の理解を深めるため、小学校の人権教育、人権施策推進課が実施する市民や企業向けの人権教育研修会等で利用するフィルムライブラリー教材の貸出しを行いました。 <平成30年度の人権関係教材の貸出件数> 延べ貸出件数： 14回 延べ利用者数： 359人	生涯学習課
167	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・平成26年度より福祉のまちづくり講演会に代わり、公民館の連続講座として、その趣旨を継続した福祉のまちづくり講座を開設しています。誰もが地域において豊かに生きる社会となるよう、より身近な課題として市民の理解が深まる事業を展開し、啓発を図ります。	・福祉のまちづくり講座実施 会場：川間公民館 テーマ：「共に学び、共に楽しむ！ やってみよう！Newスポーツ」 実施日：6月27日～7月11日（全3回） 延べ参加人数：78人 会場：福田公民館 テーマ：「誰もが幸せに生きる～心のバリアフリー～」 実施日：11月21日～12月19日（全3回） 延べ参加人数：134人	生涯学習課

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
168	(2)	障がい及び障がい者理解の促進	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第二次改訂版）では、障がい者の人権問題を課題の一つに位置付けており、野田市人権に関する市民意識調査の課題も踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。（再掲）	・人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）の策定にあたり、見直しの基礎資料とするため、18歳以上の市民2,000人を対象に、「人権に関する市民意識調査」を実施しました。 障がいのある人に関する問題や人権擁護に必要なこと等についての回答をまとめ、報告書を行政資料コーナーや各公共施設に配置しました。 ・人権啓発冊子の配布・活用 人権意識の高揚と偏見・差別の解消のため、啓発資料「人権ア・ラ・カルト」等を配布・活用し、あらゆる機会を人権啓発の場と捉え、啓発を推進しました。（再掲）	人権・男女共同参画推進課
169	(3)	ボランティア活動等の推進	・ボランティア活動の推進を図るため、ニーズの高いボランティア関係の講座を開催、実施していきます。	・夏休みボランティア体験講座（3コース）を実施しました。 高齢者疑似体験コース 参加者11名 児童施設体験コース 参加者5名 障がい者施設体験コース 参加者1名 ・車いす・目かくし歩行体験講座を市内11小学校にて実施しました。 ・ボランティア情報提供、交流の機会を目的に「ボランティアサロン」を開催しました。	社会福祉協議会
170	(3)	ボランティア活動等の推進	・地域でのスムーズなボランティアの受入れのため地区社会福祉協議会において研修会を開催します。	・地区社協ボランティアスタッフ懇談会において、認知症を予防するための生活習慣・体操についてサロンなどで行えるように学びました。	社会福祉協議会

第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）進捗状況

10 啓発・広報（通し番号158から173まで）

通し番号	事業番号	項目（小）	事業内容及び方針	平成30年度取組実績	担当課担当係
171	(3)	ボランティア活動等の推進	・ホームページ、SNS、「社福のだ」、「ボランティア通信」を活用し、ボランティアに関する情報を広く提供します。	・ホームページ、SNS、社福のだ、ボランティア通信を活用し、ボランティアに関する情報を提供しました。	社会福祉協議会
172	(3)	ボランティア活動等の推進	・若年層のボランティア活動普及を目的にボランティア活動の主旨や内容を記載した冊子を作成し、市内の中学校を卒業する生徒に配布します。	・ボランティア、福祉活動へのきっかけづくりを目的にガイドブック「はじめの一步応援します」を市内の中学校を卒業する生徒に配布し、ボランティア活動の普及に努めました。	社会福祉協議会
173	(3)	ボランティア活動等の推進	・イベント以外の機会を利用し、引き続き「ボランティア活動」へのきっかけづくりと人材発掘に努めます。	・ホームページやSNSを活用し、若年層のボランティア活動へ参加促進を図りました。	社会福祉協議会

【主要項目抜粋】第2次野田市障がい者基本計画（改訂版）の取組状況

番号	具体的な施策の方向性	30年度の主な取組
1	生活支援 【通し番号】1～37	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が地域で安心して生活できるように地域生活支援拠点の整備に向けた準備を進めました。 ・障害福祉サービスの利用に当たっては相談支援事業所がサービス利用計画書を作成するように努めました。
2	保健・医療 【通し番号】38～69	<ul style="list-style-type: none"> ・県補助事業に加え市単独事業を含めた重度心身障がい者医療費助成、精神障がい者入院医療費助成及び自立支援医療（更生医療・育成医療）等を実施し、障がいのある方の医療費負担軽減に努めました。 ・野田圏域における地域移行支援事業（県事業）を江戸川病院が受託しました。
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等 【通し番号】70～87	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉県障害者スポーツ大会等に障がいのある人が参加できるように支援しました。 ・障がいのある人に向けた教育、文化芸術活動・スポーツ等のイベント・大会の周知に努めました。 ・子どもの支援に当たっては、関係機関との共通理解や連携を図るため「個別の教育支援計画」の作成・活用を図りました。
4	雇用・就業、経済的自立の支援 【通し番号】88～108	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者雇用の促進及び差別の解消に向けた啓発活動の実施や公共職業安定所等の関係機関との連携を図りました。 ・障がい者就労施設通所者の工賃向上を図るため障がい者就労施設等の提供する物品、役務の優先調達推進の取組を実施しました。
5	生活環境 【通し番号】109～122	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する障がいのある方に対する在宅支援の拠点として、グループホームの利用促進を図るため、事業所に対する運営費補助及び入居者の家賃補助を実施しました。 ・16路線において福祉のまちづくりパトロールを実施し、段差解消や点字ブロックの張替等を行うことで歩行空間の安全確保（バリアフリー化）に努めました。 ・交通バリアフリー法専門部会の決定により、総合公園体育館等の公共施設でトイレの改修を実施しました。 ・公共施設や愛宕駅・野田市駅等でのバリアフリー化に向けた取組を実施しました。
6	情報アクセシビリティ 【通し番号】123～135	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人が出席する会議等に必要な意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者）の派遣を行いました。また、必要に応じてヒアリンググループの貸出を行いました。 ・手話奉仕員や要約筆記者の養成事業を実施しました。 ・第3次野田市障がい者基本計画の策定において、視覚に障がいのある人に配慮し、計画書全文に音声コード（Uni-Voice）を添付しました。
7	安全・安心 【通し番号】136～143	<ul style="list-style-type: none"> ・10月21日（日）に開催された防災フェアにおいて救急医療情報キットの周知ほか、手をつなぐ親の会まめっこの協力により障がい特性の講演を行いました。
8	差別の解消及び権利擁護の推進 【通し番号】144～149	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法に関するパンフレットの配布及び市報への「みんなで支えるバリアフリー」の掲載等の障がいへの理解に対する啓発活動を実施しました。 ・社会福祉協議会の成年後見制度とも連携し、成年後見利用支援事業を実施しました。
9	行政サービス等における配慮 【通し番号】150～157	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領に基づき、市職員に対する研修を実施しました。
10	啓発・広報 【通し番号】158～173	<ul style="list-style-type: none"> ・おひさまといっしょに及びサンスマイル等の障がいの有無にかかわらず一緒に参加できる各行事を支援することで、障がいのある人について正しい理解と認識を持つことができるよう積極的な参加を推進しました。 ・市役所のふれあいギャラリーを活用し、障害者優先調達推進法のパネル展示及び子ども人権作品展等の啓発活動を実施しました。

資料 2

第 5 期野田市障がい福祉計画及び第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況

計画期間：平成 30 年度～令和 2 年度

第5期野田市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の進捗状況目次

第5期野田市障がい福祉計画について	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置付け・他の計画との関係	1
(3) 計画の期間	1
(4) 計画の基本理念	2
令和2年度までに達成すべき目標	3
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	3
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	4
(3) 地域生活支援拠点の整備	4
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	5
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	7
障害福祉サービス等の見込み	9
(1) 指定障害福祉サービス	9
ア 訪問系サービス	9
1 サービス見込量の算出の考え方	9
2 第5期計画値と進捗状況	9
3 実績と今後の取り組みについて	10
イー 日中活動系サービス	10
1 サービス見込量の算出の考え方	10
2 第5期計画値と進捗状況	10
生活介護	11
自立訓練（機能訓練）	12
自立訓練（生活訓練）	12
就労移行支援	13
就労継続支援A型	14
就労継続支援B型	14
就労定着支援	15
3 実績と今後の取り組みについて	15
イー 日中活動系サービス（療養介護）	16
1 サービス見込量の算出の考え方	16
2 第5期計画値と進捗状況	16
3 実績と今後の取組について	16
イー 日中活動系サービス（短期入所）	16
1 サービス見込量の算出の考え方	16
2 第5期計画値と進捗状況	17
3 実績と今後の取組について	17
ウー 居住系サービス（自立生活援助）	17
1 サービス見込量の算出の考え方	17
2 第5期計画値と進捗状況	18
3 実績と今後の取組について	18
ウー 居住系サービス（共同生活援助）	18
1 サービス見込量の算出の考え方	18
2 第5期計画値と進捗状況	18
3 実績と今後の取組について	19
ウー 居住系サービス（施設入所支援）	20
1 サービス見込量の算出の考え方	20
2 第5期計画値と進捗状況	20

3	実績と今後の取組について	20
(2)	指定相談支援	20
ア	計画相談支援	20
1	サービス見込量の算出の考え方	20
2	第5期計画値と進捗状況	21
3	実績と今後の取組について	21
イ	地域相談支援	22
1	サービス見込量の算出の考え方	22
2	第5期計画値と進捗状況	22
3	実績と今後の取組について	22
(3)	地域生活支援事業	22
ア	理解促進研修・啓発事業	22
1	サービス見込量の算出の考え方	22
2	第5期計画値と進捗状況	22
3	実績と今後の取組について	23
イ	自発的活動支援事業	23
1	サービス見込量の算出の考え方	23
2	第5期計画値と進捗状況	23
3	実績と今後の取組について	23
ウ	相談支援事業	23
1	サービス見込量の算出の考え方	23
2	第5期計画値と進捗状況	23
3	実績と今後の取組について	24
エ	成年後見制度利用支援事業	24
1	サービス見込量の算出の考え方	24
2	第5期計画値と進捗状況	24
3	実績と今後の取組について	24
オ	成年後見制度法人後見支援事業	24
1	サービス見込量の算出の考え方	24
2	第5期計画値と進捗状況	24
3	実績と今後の取組について	25
カ	意思疎通支援事業	25
1	サービス見込量の算出の考え方	25
2	第5期計画値と進捗状況	25
3	実績と今後の取組について	25
キ	日常生活用具給付等事業	26
1	サービス見込量の算出の考え方	26
2	第5期計画値と進捗状況	26
3	実績と今後の取組について	26
ク	手話奉仕員養成研修事業	27
1	サービス見込量の算出の考え方	27
2	第5期計画値と進捗状況	27
3	実績と今後の取組について	27
ケ	移動支援事業	27
1	サービス見込量の算出の考え方	27
2	第5期計画値と進捗状況	27
3	実績と今後の取組について	28
コ	地域活動支援センター	28
1	サービス見込量の算出の考え方	28
2	第5期計画値と進捗状況	28
3	実績と今後の取組について	28
サ	その他の事業	29
1	サービス見込量の算出の考え方	29

2	第5期計画値と進捗状況	29
3	実績と今後の取組について	30
(4)	障がい児支援(第1期障がい児福祉計画)	31
1	サービス見込量の算出の考え方	31
2	第5期計画値と進捗状況	32
3	実績と今後の取組みについて	34

I 計画の策定に当たって

(福祉計画の1ページ)

(1)計画策定の趣旨

本計画は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、サービス提供基盤の計画的な整備推進を図ることで、障がい者の福祉の増進及び安心して暮らすことのできる地域生活の実現に寄与することを目的に策定するものです。

(2)計画の位置付け・他の計画との関係

ア 位置付け

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。)第88条の規定に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を策定することとされた計画です。

イ 他計画との関係

本計画は、本市の障がい者施策の基本的方向を示す指針である「野田市障がい者基本計画」と調和が保たれたものとし、

また、野田市総合計画に即したものとし、関連する地域福祉計画及び各保健施策分野の計画との整合性が図られたものとし、

(3)計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和2年度までの3年間とします。

なお、計画期間中において、法制度の改正や社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

【計画期間】

平成													令和	
18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
→			→			→			→			→		
第1期計画			第2期計画			第3期計画			第4期計画			第5期計画		
													第1期障がい児福祉計画	

(4)計画の基本理念

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支え合う共生社会の構築

本計画の基本理念は、第2次野田市障がい者基本計画改訂版と共通の理念とします。この基本理念と障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、本計画を作成します。

ア 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

イ 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等で18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図ります。

ウ 入所から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に利用し、提供体制の整備を進めます。

エ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進します。

オ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援について、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

Ⅱ 令和 2 年度までに達成すべき目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

(福祉計画の 11 ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、平成 28 年度末時点における施設入所者数の9%以上が、令和2年度末までに地域生活へ移行するとともに、平成 28 年度末時点における福祉施設入所者を、平成 28 年度末時点から2%以上削減することを基本とし、当該目標値の設定に当たり、平成 29 年度末において、障がい福祉計画で定めた平成 29 年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

平成 28 年度末時点の当市の施設入所者は 92 人であり、令和2年度までに施設入所から 16 人(平成 28 年度末時点における施設入所者数(92 人)の9%(9 人)に第4期計画の未達成割合(7人)を加えた人数)を、地域生活への移行者として設定しています。

イ 第5期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	30 年度実績	達成率	考え方
平成 30 年度までの地域移行者数	16 人	2人	12.5%	平成 28 年度末時点における施設入所者数(92 人)の9%(9人)に第4期計画の未達成割合(7人)を加えた人数以上とします。
平成 30 年度までの施設入所者削減数	5人	3人	60.0%	平成 28 年度末時点における施設入所者数(92 人)の4%以上とします。

ウ 実績と今後の取組について

施設入所者の地域移行の受け皿となるグループホーム等の新規設置など積極的な取組が期待されます。引き続き、グループホーム等の整備及び運営や利用者に対する支援体制の整備による一層の量的拡充及び質的拡充を図るとともに、入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援の提供体制の整備を図ります。

また、移行先である地域の理解が深まるよう、障がい者理解の普及と啓発に努め、地域移行を促進します。

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(福祉計画の12ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを目指しています。

国の基本指針を踏まえて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの取組を推進します。

イ 第5期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	30年度実績	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	未設置	地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進

ウ 実績と今後の取組について

市による保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置には至っていませんが、千葉県の実業である精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業について、江戸川病院が受託し活動を開始したことから、この事業を通じ関係機関と調整しながら保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置を推進します。

(3)地域生活支援拠点の整備

ア 目標の設定

国の基本指針では、地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められており、今後、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能を更に強化する必要があるとしており、地域生活支援拠点を令和2年度末までに市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを目指しています。

イ 第5期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	30年度実績	考え方
地域生活支援拠点の整備数	1か所	0か所	地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を整備

ウ 実績と今後の取組について

地域生活支援拠点整備等準備会を開催し、障がい者の地域生活支援拠点の中心施設となる障がい者グループホームの整備の進捗状況を報告しました。

地域生活支援拠点の整備を進めていくため、自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を十分に活用し、市の課題を共有しながら社会資源の有機的な結びつきを強化するため、拠点として必要な機能、特に緊急受入体制、相談(基幹相談支援センター)について早急に検討していきます。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

(福祉計画の13ページ)

ア 目標の設定

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和2年度中に一般就労への移行者数が、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とし、福祉施設を利用している障がい者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定しています。また、障がい者の一般就労への定着も重要であることから就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標を設定しています。

なお、一般就労への移行者数及び就労移行支援事業の利用者数に係る目標値について、平成29年度末において、障がい福祉計画で定めた平成29年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和2年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とすることとしています。

国の基本指針を踏まえて、一般就労移行者数については、平成28年度の移行実績9人の1.5倍以上に当たる14人に平成29年度までの未達成割合に当たる27人を加えた41人を目標値として設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、平成28年度末における利用者数54人の2割以上増加に当たる65人に平成29年度までの未達成割合に当たる36人を加えた101人を目標値として設定します。

就労移行支援事業所ごとの就労移行率については、令和2年度末における就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指します。就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率については、8割以上とすることを目指します。

イ 第5期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	30年度実績	達成率	考え方
令和2年度中の一般就労移行者数	41人	18人	43.9%	令和2年度中の一般就労移行者数が、平成28年度の移行実績(9人)の1.5倍以上(14人)に、第4期計画の未達成割合(27人)を加えた値とします。
令和2年度末における就労移行支援事業利用者数	101人	71人	70.3%	令和2年度末における就労移行支援事業利用者数が、平成28年度末における利用者数(54人)の2割以上増加(65人)に第4期計画の未達成割合(36人)を加えた値とします。
令和2年度末における就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%	市内外23事業所のうち、就労移行率3割以上の事業所数8	34.8%	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とします。
就労定着支援による職場定着率	80%	対象者なし	対象者なし	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とします。

ウ 実績と今後の取組について

平成30年度は市内外の就労移行支援事業所を71人が利用し、市内の就労移行支援事業を利用した者のうち8人が一般就労へ移行することができました。

今後も、通所に係る交通費や傷害保険料の負担を軽減する事業を実施し、市内外の就労移行支援事業の利用を促進します。また、職場実習を奨励する事業等も引き続き推進することで、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、企業との連携を強化し、一般就労の機会の拡大を図ります。

No.	所在	利用者数	就労移行者数	就労移行率
1	市内	33人	8人	24.2%
2	市外	1人	0人	0.0%

No.	所在	利用者数	就労移行者数	就労移行率
3	市外	1 人	0 人	0 %
4	市外	1 人	0 人	0 %
5	市外	2 人	0 人	0 %
6	市外	1 人	1 人	100 %
7	市外	1 人	1 人	100 %
8	市外	1 人	1 人	100 %
9	市外	1 人	0 人	0 %
10	市外	2 人	1 人	50.0 %
11	市外	2 人	0 人	0 %
12	市外	1 人	0 人	0 %
13	市外	2 人	1 人	100 %
14	市外	1 人	1 人	0 %
15	市外	1 人	0 人	0 %
16	市外	1 人	0 人	0 %
17	市外	1 人	0 人	0 %
18	市外	3 人	1 人	33.3 %
19	市外	2 人	0 人	0 %
20	市外	1 人	1 人	100 %
21	市外	7 人	3 人	42.9 %
22	市外	1 人	0 人	0 %
23	市外	1 人	0 人	0 %
	計	71 人	市内 8 人 市外 10 人	30%超は 8 事業所

(H31 年 3 月時点、市外事業所:五十音等順)

※就労移行支援「就労サポート・のだ」以外の市内施設(就労継続支援A型:3 事業所、B型:7 事業所、地域活動支援センター:4 事業所)において、平成 30 年度の就労実績は 13 人です。

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

(福祉計画の 15 ページ)

ア 目標の設定

平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、市町村に対して障害児福祉計画の作成が義務付けられました。国の基本指針では、障がい児支援の提供体制の確保に関して、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に係る目標を設定しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい

福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

国の基本指針を踏まえて、令和2年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保すること、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを目指します。

イ 第5期計画の目標値と進捗状況

項目	目標値	30年度実績	達成率	考え方
令和2年度末における児童発達支援センターの設置数	2か所	2か所	100%	令和2年度末までに児童発達支援センターを1か所以上設置します。
令和2年度末までに保育所等訪問支援体制を構築	実施	実施	—	令和2年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
令和2年度末における重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	0か所	0%	令和2年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。
平成30年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置	実施	未実施	—	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けます。

ウ 実績と今後の取組について

平成30年度は 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援体制の構築については、目標値を達成しています。

なお、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、確保することはできませんでしたが、今後も関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。

平成 30 年度に設置できなかった設置医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、既存の枠組みも活用しながら、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るための協議の場については、関係機関と協議の上引き続き設置に努めます。

Ⅲ 障害福祉サービス等の見込み

(1) 指定障害福祉サービス

(福祉計画の16ページ)

ア 訪問系サービス

1 サービス見込量の算出の考え方

在宅生活を支えるサービスとして、身体障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、今後施設入所や入院から地域生活へ移行する者や難病患者等の障害福祉サービスの利用を見込み、これらのサービスを必要とする方が増加すると考えられ、利用実績をベースに、障がい者等のニーズや地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 /月	計画値	2,054	2,229	2,403	2,549	2,664	2,864
		実績値	2,335	2,151	2,242	2,037	—	—
		達成率	113.7%	96.5%	93.3%	79.9%	—%	—%
	実人 /月	計画値	121	130	139	177	187	208
		実績値	151	141	154	153	—	—
		達成率	124.8%	108.5%	110.8%	86.4%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内居宅介護事業所・重度訪問介護事業所

No.	名称
1	あいらいふ居宅介護事業所
2	ADVANCE
3	介護のニヤコ
4	指定訪問介護事業所かりん
5	SOMPOケア野田関宿訪問介護
6	SOMPOケア野田山崎訪問介護

No.	名称
7	トータルサポート・ノダ
8	ニチイケアセンター野田
9	野田市指定居宅介護事業所(H31.3.31 廃止)
10	のだ訪問サービスヘルパーステーション
11	訪問介護しらゆり
12	特定非営利活動法人マ・メール
13	マミー介護サービス
14	麗訪問介護

(H31年3月時点、五十音順)

○市内行動援護事業所

No.	名称
1	ADVANCE

(H31年3月時点)

○市内同行援護事業所

No.	名称
1	トータルサポート・ノダ
2	野田市社会福祉協議会
3	訪問介護しらゆり

(H31年3月時点、五十音同)

3 実績と今後の取組について

平成30年度において、利用人数、利用時間とも計画値に達することができませんでした。

計画達成は8割程度のため、今後も地域移行が進むなかで在宅生活を支えるこれらのサービス基盤の一層の拡充と整備が必要となることから、これらを課題として、今後も相談支援事業所と連携し、障がい者の在宅での生活が充実したものになるように努めます。

イ―① 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)

(福祉計画の17ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

日中活動の場を確保するサービスとして、知的障がい者や精神障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、支給決定者数をベースに、特別支援学校の卒業

者数、施設入所者や入院中の精神患者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況 生活介護

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
生活介護	延人日 /月	計画値	5,344	5,638	5,933	5,709	5,896	6,056
		実績値	5,378	5,399	5,517	5,483	—	—
		達成率	100.6 %	95.8 %	93.0%	96.0%	—%	—%
	実人/月	計画値	272	287	302	306	316	326
		実績値	280	284	300	301	—	—
		達成率	102.9 %	99.0%	99.3%	98.4%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内生活介護事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園(日中部分)	50 人
2	くすのき苑(日中部分)	50 人
3	野田市立こぶし園	40 人
4	ひばり	40 人
5	ワークショップくすのき	30 人
6	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	25 人
7	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20 人
8	野田市立あおい空	20 人
9	ほのか	20 人
10	しゅがあ	20 人

No.	名称	定員
11	生活介護事業所 Ciel	20 人
12	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	10 人

(H31年3月時点、定員順)

自立訓練(機能訓練)

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
自立訓練 (機能訓練)	延入日 /月	計画値	15	30	45	30	30	30
		実績値	0	0	0	0	—	—
		達成率	0%	0%	0%	0%	—%	—%
	実人 /月	計画値	1	2	3	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	—	—
		達成率	0%	0%	0%	0%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内自立訓練(機能訓練)事業所 無し

自立訓練(生活訓練)

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
自立訓練 (生活訓練)	延入日 /月	計画値	138	165	193	104	99	88
		実績値	122	86	124	136	—	—
		達成率	88.4%	52.1%	64.2%	130.8%	—%	—%
	実人 /月	計画値	15	18	21	7	6	5
		実績値	10	6	6	8	—	—
		達成率	66.7%	33.3%	28.6%	114.3%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内自立訓練(生活訓練)事業所

No.	名称	定員
1	つばさ(多機能型)	6人

(H31年3月時点)

就労移行支援

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
就労移行支援	延入日 /月	計画値	651	716	781	469	481	506
		実績値	351	392	563	772	—	—
		達成率	53.9%	54.7%	72.1%	164.6%	—%	—%
	実人 /月	計画値	40	44	48	31	33	36
		実績値	18	28	32	42	—	—
		達成率	45%	63.6%	66.7%	135.5%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内就労移行支援事業所

No.	名称	定員
1	就労サポート・のだ	20人

(H31年3月時点)

就労継続支援(A型)

			(参考)第4期計画			第5期計画		
サービス名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
就労継続支援A型	延入日 /月	計画値	252	349	446	1,428	1,694	1,972
		実績値	696	891	1,315	1,268	—	—
		達成率	276.2%	255.3%	294.8%	88.8%	—%	—%
	実人 /月	計画値	13	18	23	82	96	112
		実績値	37	51	73	70	—	—
		達成率	284.6%	283.3%	317.4%	85.4%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内就労継続支援(A型)事業所

No.	名称	定員
1	ウィズパートナー	14人
2	ファーストステップ事業所	20人
3	株式会社ホップ	20人

(H31年3月時点、五十音同)

就労継続支援(B型)

			(参考)第4期計画			第5期計画		
サービス名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
就労継続支援B型	延入日 /月	計画値	1,368	1,422	1,475	1,642	1,717	1,963
		実績値	1,495	1,344	1,577	1,494	—	—
		達成率	109.3%	94.5%	106.9%	91.0%	—%	—%
	実人 /月	計画値	77	80	83	101	105	120
		実績値	84	80	96	96	—	—
		達成率	109.1%	100.0%	115.7%	95.0%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内就労継続支援(B型)事業所

No.	名称	定員
1	野田市立あすなろ職業指導所(多機能型)	20人
2	訓練サポートセンターライフ野田	20人
3	就労継続支援B型「紙ふうせん」	20人
4	野田市心身障がい者福祉作業所(多機能型)	15人
5	野田市関宿心身障がい者福祉作業所	10人
6	つばさ(多機能型)	14人
7	羽の郷野田	20人

(H31年3月時点、五十音同)

就労定着支援

			第5期計画		
サービス名	単位	数値	H30年	R元年	R2年
就労定着支援	実人/月	計画値	5	10	15
		実績値	3	—	—
		達成率	60.0%	—%	—%

※H30年度新規障害福祉サービス

○市内就労定着支援事業所 無し

3 実績と今後の取組について

平成30年度において生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労継続支援A型及び就労継続支援B型は、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでした。自立訓練(機能訓練)を除き、おおむね計画に沿った実績となりました。

また、平成30年度より新たに加わった就労定着支援については、障害者雇用の増加に伴い利用が増えることが予想されることから、利用者への適切な支援が提供されるよう努めます。

就労移行、自立訓練(生活訓練)については、利用延人数、利用人数とも計画値を上回りました。

平成 30 年度では、就労継続支援B型が2カ所開設するなど、新たな施設の増加により利用者の選択肢が増える中で、今後も利用者への適切な支援が提供されるように努めます。

イー② 日中活動系サービス(療養介護)

(福祉計画の19ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

支給決定者数をベースに、重症心身障がい児者施設から療養介護へサービス移行する人数、柏市の療養介護事業所(重症心身障がい児者施設)への入所状況等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

			(参考)第4期計画			第5期計画		
サービス名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
療養介護	実人 /月	計画値	14	14	14	17	19	20
		実績値	12	13	13	12	—	—
		達成率	85.7%	92.9%	92.9%	70.6%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内療養介護事業所 無し

3 実績と今後の取組について

平成 30 年度においては、利用延人数、利用人数とも計画値に達しませんでした。柏市にある東葛医療福祉センター光陽園に5人その他の療養介護事業所に7人、計12人が利用しております。

今後も相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

イー③ 日中活動系サービス(短期入所)

(福祉計画の14ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

地域生活を支えるサービスとして、身体障がいや知的障がい者を中心に利用希望の高いサービスであり、利用実績をベースに、障がい者等のニーズ等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

短期入所(福祉型と医療型の合計)

			(参考)第4期計画			第5期計画		
サービス名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
短期入所	延入日 /月	計画値	263	293	354	359	367	384
		実績値	309	259	354	421	—	—
		達成率	117.5%	88.4%	100.0%	117.3%	—%	—%
	実人 /月	計画値	43	48	58	58	62	66
		実績値	46	37	58	56	—	—
		達成率	107.0%	77.1%	100.0%	96.6%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内短期入所事業所

No.	名称	定員
1	くすのき苑(併設)	8人
2	野田芽吹学園(併設)	6人
3	短期入所ほっと(併設)	3人
4	短期入所中根の家(空床型)	4人
5	野田市立あおい空(法外 単独型)	3人
6	希望の里ひらり(単独型)	12人

(H31年3月時点、開設順)

3 実績と今後の取組について

平成30年度においては、利用延人数は計画値に達しましたが、利用人数は計画値に達しませんでした。

短期入所の利用は、家族の冠婚葬祭、レスパイトケア、あるいは本人の入所するための訓練等が理由となるため、利用傾向の把握は難しいところですが、引き続き相談支援事業所と連携し、利用が図られるように努めます。

ウー① 居住系サービス(自立生活援助)

(福祉計画の20ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する者等、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれるもの等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	第5期計画		
			H30年	R元年	R2年
自立生活援助	実人/月	計画値	5	10	15
		実績値	0	—	—
		達成率	0%	—%	—%

※ H30年度新設障害福祉サービス

○市内自立生活援助事業所 無し

3 実績と今後の取組について

平成30年度は支給決定も無く、利用がありませんでした。

平成30年度からの新規事業で、市内に自立生活援助事業所が無いため、今後利用環境の整備に努めます。

ウー② 居住系サービス(共同生活援助)

(福祉計画の21ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に将来の住まいの場として希望する人が多いサービスとなっています。支給決定者数をベースに、障がい者等のニーズ、施設入所や入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
共同生活援助 共同生活介護 (H24.25)	実人/月	計画値	101	111	121	131	140	152
		実績値	99	105	121	123	—	—
		達成率	98.0%	94.6%	100.0%	93.9%	%	%

(各年度実績は3月時点)

○市内共同生活援助事業所

No.	名称	定員	開設
1	啓心荘ひまわり	5人	H18.10

No.	名称	定員	開設
2	啓心荘なでしこ	5 人	H18.10
3	かりんず	8 人	H18.10
4	かえで	4 人	H18.10
5	ほっと	5 人	H19. 4
6	希の芽	7 人	H19. 5
7	しいのき	4 人	H19.12
8	けやき	4 人	H20. 6
9	ポプラ	5 人	H23. 5
10	ぱーる	5 人	H24. 4
11	芽ぐみ	4 人	H24. 8
12	そよかぜハウス A 棟 B 棟 C 棟	13 人	H25. 2
13	星のいえ野田 A 棟 B 棟	14 人	H25. 4
14	中根の家	4 人	H26. 8
15	ゆりの木	7 人	H26. 9
16	ささらホーム 1~4 サテライト	18 人	H26.12
17	飯野ホーム	3 人	H28. 6

(H31 年 3 月時点、開設順)

3 実績と今後の取組について

平成30年度は、新たな施設が開設はありませんでしたが、今後、新たな施設の開所も予定されていることから、引き続き、県と連携して、地域生活への移行の推進、地域における住まいの場として、質と量の充実を図ることとし、事業者が安定した運営ができるように支援を実施していきます。また、利用しやすい環境を整備するために、利用者には家賃等の負担軽減策を引き続き実施していきます。

ウー③ 居住系サービス(施設入所支援)

(福祉計画の 22 ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

知的障がい者や精神障がい者を中心に日常生活の支援と住まいの場の確保を希望する人が多いサービスのため、支給決定者数をベースに、入所待機者の動向や施設入所者の地域生活への移行等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
施設入所支援	実人/月	計画値	95	93	91	90	88	87
		実績値	94	90	87	89	—	—
		達成率	98.9%	96.8%	95.6%	98.9%	%	%

(各年度実績は3月時点)

○市内施設入所支援事業所

No.	名称	定員
1	野田芽吹学園(夜間部分)	50人
2	くすのき苑(夜間部分)	50人

(H31年3月時点、開設順)

3 実績と今後の取組について

施設入所支援については、計画値を下回りましたが、実績はほぼ現状を維持しております。引き続き、国や県の動向及び入所待機者の状況を見極めながら、現状のサービス提供体制を確保していきます。

(2)指定相談支援

(福祉計画の 22 ページ)

ア 計画相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

就労定着支援や自立生活援助などの新規サービスを含めたような障害福祉サービスのニーズ増大が見込まれるため、今後も増加傾向が継続すると見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
計画相談支援	実人/月	計画値	60	60	91	170	179	207
		実績値	121	54	96	108	—	—
		達成率	201.7%	90.0%	105.5%	63.5%	%	%

(各年度実績は3月時点)

○市内指定特定相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援事業所アイナケアプランセンター
2	相談支援センターいちいの木
3	相談支援事業所ウイズ
4	相談支援事業所おひさま(休業中)
5	地域活動支援センターさくら
6	サポート芽吹
7	相談支援センターそよかぜ
8	野田市立こだま学園
9	相談支援事業所はーとふる
10	相談支援事業所ラシーク

(H31年3月時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

平成30年度は新たに事業所が1件開設されましたが、計画値との乖離があるため引き続き、関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会を通じ、相談支援の提供体制を図るとともに、サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制の構築に努めます。

イ 地域相談支援

1 サービス見込量の算出の考え方

地域移行支援については、施設入所者数、精神科病院長期入院者数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

地域定着支援については、単身の障がい者や家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の人数、地域生活への移行者数等を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
地域移行支援	実人/月	計画値	5	6	7	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	—	—
		達成率	0%	0%	0%	0%	—%	—%
地域定着支援	実人/月	計画値	5	6	7	1	1	2
		実績値	0	0	0	0	—	—
		達成率	0%	0%	0%	0%	—%	—%

(各年度実績は3月時点)

○市内指定一般相談支援事業所 無し

3 実績と今後の取組について

平成30年度は支給決定も無く、利用がありませんでした。

市内に指定一般相談事業所が無いいため、今後利用環境の整備に努めます。

(3)地域生活支援事業

(福祉計画の24ページ)

ア 理解促進研修・啓発事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がい者に対する正しい理解を促して心のバリアフリー化を進めます。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	数値	第5期計画		
		H30年	R元年	R2年
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	—	—

3 実績と今後の取組について

障害者週間に合わせて、市報等を活用して、心のバリアフリー、障害者差別解消法について周知、啓発に努めました。

イ 自発的活動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

2 事業の見込量及びその考え方

		第5期計画		
事業名	数値	H30年	R元年	R2年
自発的活動支援事業	計画値	実施	実施	実施
	実績値	実施	—	—

3 実績と今後の取組について

今後も利用者の意向の把握に努めながら、自発的な活動が円滑に進められるように支援していきます。

ウ 相談支援事業

(福祉計画の25ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
障がい者相談支援事業	障がい者が身近な地域で相談が受けられるよう相談できる拠点を設けます。
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	障がい者支援に関する定期的な協議の場として設置します。
相談支援機能強化事業	困難ケース等に対応できるよう、専門的職員による相談体制を強化します。

2 第5期計画値と進捗状況

			(参考)第4期計画			第5期計画		
事業名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
障がい者相談支援事業	箇所	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	—	—
自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—

事業名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
相談支援機能強化事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—

※相談支援機能強化事業はサポートセンター沼南(柏市)及び地域活動支援センターさくら(野田市)に委託

3 実績と今後の取組について

各事業とも概ね計画どおりの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執行します。

エ 成年後見制度利用支援事業

(福祉計画の26ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

成年後見制度を利用することが有用な障がい者に対し、利用の支援を図ります。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
成年後見制度利用支援事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—

3 実績と今後の取組について

概ね計画どおりの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執行します。

オ 成年後見制度法人後見支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

野田市社会福祉協議会が開設した成年後見センターの利用促進を図ります。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	第5期計画		
			H30年	R元年	R2年
成年後見制度法人後見支援事業	—	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	—	—

3 実績と今後の取組について

概ね計画どおりの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、障がい者の相談、支援を円滑に進めるよう、効率的な事業を執行します。

カ 意思疎通支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

事業名	実施に関する考え方
意思疎通支援者設置事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、手話通訳者を配置します。
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保するため、意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の派遣事業を行います。

2 第5期計画値と進捗状況

			(参考)第4期計画			第5期計画		
事業名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
意思疎通支援者設置	人	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	2	2	2	2	—	—
意思疎通支援者派遣	件	計画値	664	664	664	920	968	1,018
		実績値	750	832	726	556	—	—

(各年度年間利用実績)

※平成19年6月より社会福祉課(現在の生活支援課及び障がい者支援課)窓口に手話通訳者(火曜日9時から13時まで、木曜日13時から17時まで)を設置
 平成23年4月より関宿支所に手話通訳者(金曜日13時から17時まで)を設置
 平成28年4月より障がい者支援課窓口の手話通訳者の設置日を拡充(月・火9時から13時、水・木13時から17時まで)
 平成30年1月より社会福祉協議会に委託していた手話通訳者及び要約筆記者派遣事業を障がい者支援課で実施

3 実績と今後の取組について

計画を下回る実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を実施します。

キ 日常生活用具給付等事業

(福祉計画の 27 ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

地域で生活する障がい者に対し、日常生活用具を給付等することで、日常生活の利便性の向上を図ります。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
介護・訓練支援用具	件	計画値	5	5	5	8	8	8
		実績値	14	2	3	6	—	—
自立生活支援用具	件	計画値	18	18	18	21	21	21
		実績値	20	34	22	25	—	—
在宅療養等支援用具	件	計画値	18	18	18	17	17	17
		実績値	18	13	18	19	—	—
情報・意思疎通支援用具	件	計画値	12	12	12	23	23	23
		実績値	34	26	23	18	—	—
排泄等管理支援用具	件	計画値	2,687	2,687	2,687	3,209	3,347	3,489
		実績値	3,325	3,078	2,942	2,889	—	—
居宅生活動作支援用具 (住宅改修)	件	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績値	4	1	5	0	—	—

(各年度年間利用実績)

- ・介護・訓練支援用具…特殊寝台等
- ・自立生活支援用具…入浴補助用具等
- ・在宅療養等支援用具…電気式たん吸引器等
- ・情報・意思疎通支援用具…点字器等
- ・排泄管理支援用具…ストーマ装具等

3 実績と今後の取組について

利用者が定期的に購入するストーマ装具等の排泄等管理支援用具が、平成 27 年度以降、計画値を上回っておりましたが、平成 30 年度については計画値を下回りました。引続き利用者の意向の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

ク 手話奉仕員養成研修事業

(福祉計画の 28 ページ)

1 サービス見込量の算出の考え方

手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者のニーズに対応します。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
手話奉仕員 養成研修	人	計画値	—	—	—	14	14	14
		実績値	0	9	15	9	—	—

(各年度年間利用実績)

3 実績と今後の取組について

計画値を下回る実績値となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、事業を実施します。

ケ 移動支援事業

1 サービス見込量の算出の考え方

外出支援により、地域での自主生活及び社会参加を促します。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
移動 支援 事業	延時間 /年	計画値	14,784	14,784	14,784	12,234	12,234	12,234
		実績値	7,664	11,187	12,072	15,030	—	—
		達成率	51.8%	75.7%	81.7%	122.9%	—%	—%
	実人/ 年	計画値	135	135	135	115	115	115
		実績値	84	104	136	133	—	—
		達成率	62.2%	77.0%	100.7%	115.7%	—%	—%

(各年度年間利用実績)

3 実績と今後の取組について

延べ時間、実人数ともに計画を上回る実績となりました。

今後も、利用者(児)の把握に努めながら、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

コ 地域活動支援センター

1 サービス見込量の算出の考え方

利用者に創作的活動の機会等を提供する事業(Ⅱ型又はⅢ型)を実施するほか、加えて精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等の事業(Ⅰ型)を実施します。

2 第5期計画値と進捗状況

			(参考)第4期計画			第5期計画			
事業名	単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	
地域活動支援センター	野田市利用分	箇所	計画値	4	4	4	5	5	5
			実績値	4	4	4	4	—	—
			達成率	100%	100%	100%	80%	—%	—%
		実人	計画値	119	119	119	180	180	180
			実績値	133	151	143	140	—	—
			達成率	112%	127%	120%	77.7%	—%	—%
	他市町村利用分	箇所	計画値	7	7	7	4	4	4
			実績値	6	4	3	3	—	—
			達成率	86%	57%	43%	75%	—%	—%
		実人	計画値	17	17	17	15	15	15
			実績値	15	15	11	11	—	—
			達成率	88%	88%	65%	73.3%	—%	—%

(各年度年間利用実績)

3 実績と今後の取組について

平成 30 年度において、野田市利用分は、箇所数、利用実員とも、計画値に達しませんでした。他市町村利用分も、箇所数、利用実員とも、計画値に達しませんでした。

今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

サ その他の事業

(福祉計画の 29 ページ)

サービスの種類	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度障がい者に対し、訪問により入浴サービスを行います。
生活訓練等事業	障がい者に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び介護している家族の一時的な休息を図ります。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音声等により、市の広報等、地域生活をする上で必要度の高い情報を提供します。
要約筆記者養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される要約筆記者を養成します。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

1 サービス見込量の算出の考え方

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、柔軟に障がい者のニーズに合った事業を実施し、障がい者の福祉の増進を図ります。

2 第5期計画値と進捗状況

事業名			(参考)第4期計画			第5期計画			
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	
訪問入浴サービス事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—	
生活訓練事業	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
		実績値	実施	実施	実施	実施	—	—	
日中一時支援事業	障がい者	延回/年	計画値	10,472	10,472	10,472	4,799	4,799	4,799
			実績値	9,359	8,865	10,255	5,772	—	—
			達成率	89.4%	84.7%	97.9%	120.3%	—%	—%

			(参考)第4期計画			第5期計画			
事業名		単位	数値	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
日中一時 支援事業	障がい児 ※1	延回 /年	計画値	—	—	—	5,002	5,002	5,002
			実績値	—	—	—	5,556	—	—
			達成率	—	—	—	111.1%	—%	—%
スポーツ・レクリエーシ ョン教室開催等事業	—	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	—	—
点字・声の広報等発行 事業	—	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	—	—
要約筆記者養成研修 事業	—	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	—	—
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	—	—	計画値	実施	実施	実施	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施	実施	—	—

(各年度年間利用実績)

※1 障がい児のH27-H29の計画値・実績値については、障がい者に含む。

3 実績と今後の取組について

その他の事業は、障がい者、障がい児ともに日中一時支援事業が計画値を上回る実績値となりました。各事業とも概ね計画通りの実績となりました。今後も利用者の意向の把握に努めながら、福祉サービスの向上のため、限られた予算の中で、効率的な事業を実施します。

(4)障がい児支援(第1期障がい児福祉計画)

(福祉計画の31ページ)

サービスの種類		内容
障害児相談支援		<p>○障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障害児支援利用援助 支給決定された障害児通所支援等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、障害児通所支援事業者等との連絡調整などを行います。</p>
通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を提供します。
	放課後等デイサービス	就学(幼稚園及び大学を除く。)している障がい児を対象に、授業の終了後又は学校の休業日に児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援		重症の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進します。

1 サービス見込量の算出の考え方

保護者の障がい受容や早期療育の重要性の高まりにより、障害児通所支援のニーズ増大が見込まれることから各サービスともに、現に利用している障がい児の数と実績値の推移を勘案して見込みます。

2 第5期計画値と進捗状況

サービス名	単位	数値	(参考)第4期計画			第5期計画		
			H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
児童発達支援	延利用日/月	計画値	490	569	647	1,044	1,173	1,298
		実績値	582	702	1,224	1,407	—	—
		達成率	118.8%	123.4%	189.2%	134.8%	—%	—%
	実人/月	計画値	50	58	66	93	102	113
		実績値	52	61	117	147	—	—
		達成率	104.0%	105.2%	177.3%	158.1%	—%	—%
医療型児童発達支援	延日/月	計画値	104	138	173	20	30	40
		実績値	8	0	0	0	—	—
		達成率	7.7%	0%	0%	0%	—%	—%
	実人/月	計画値	9	12	15	2	3	4
		実績値	1	0	0	0	—	—
		達成率	11.1%	0%	0%	0%	—%	—%
放課後等デイサービス	延利用日/月	計画値	818	939	1,061	3,079	3,569	4,035
		実績値	1,302	1,840	2,783	2,913	—	—
		達成率	159.2%	196.0%	262.3%	94.6%	—%	—%
	実人/月	計画値	81	93	105	260	299	338
		実績値	118	156	226	237	—	—
		達成率	145.7%	167.7%	215.2%	91.2%	—%	—%
保育所等訪問支援	延利用日/月	計画値	12	18	24	5	5	7
		実績値	2	3	1	4	—	—
		達成率	16.7%	16.7%	4.2%	80.0%	—%	—%
	実人/月	計画値	4	6	8	4	5	6
		実績値	1	2	1	3	—	—
		達成率	25.0%	33.3%	12.5%	75.0%	—%	—%
居宅訪問型児童発達支援	延利用日/月	計画値	—	—	—	20	30	40
		実績値	—	—	—	0	—	—
		達成率	—	—	—	0%	—%	—%
	実人/月	計画値	—	—	—	2	3	4
		実績値	—	—	—	0	—	—
		達成率	—	—	—	0%	—%	—%
障害児相談支援	実人/月	計画値	10	15	20	104	123	141
		実績値	33	57	63	73	—	—
		達成率	330.0%	380.0%	315.0%	70.2%	—%	—%
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	実人/月	計画値	—	—	—	1	1	1
		実績値	—	—	—	0	—	—
		達成率	—	—	—	0%	—%	—%

○市内児童発達支援事業所

No.	名称
1	あしたば
2	アンディとTiara
3	からふるKids野田
4	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
5	キッズセンター・さくら野田事業所
6	こぱんはうすさくら野田教室
7	しあわせの木野田
8	野田市立あさひ育成園
9	野田市立こだま学園
10	放課後デイサービスウィズパートナー
11	放課後等デイサービスSanta
12	LS～ルース～
13	らふすたでい

(H31年3月時点、五十音順)

○市内医療型児童発達支援事業所 無し

○市内放課後等デイサービス事業所

No.	名称
1	アンディとTiara
2	からふるKids野田
3	キッズセンター・さくら関宿台町事業所
4	キッズセンター・さくら野田事業所
5	cocoro2nd
6	cocoro野田教室
7	こぱんはうすさくら野田教室
8	しあわせの木野田
9	ハルちゃんhappysmile
10	放課後等デイサービス アイナっ子
11	放課後デイサービスウィズパートナー
12	放課後等デイサービスSanta
13	放課後等デイサービス Cherie
14	らふすたでい
15	LS～ルース～

(H31年3月時点、五十音順)

○市内保育所等訪問支援事業所

No.	名称
1	相談支援センターいちいの木
2	野田市立こだま学園

(H31年3月時点、五十音順)

○市内居宅訪問型児童発達支援事業所 無し

○市内指定障害児相談支援事業所

No.	名称
1	相談支援事業所アイナケアプランセンター
2	相談支援センターいちいの木
3	相談支援事業所ウイズ
4	相談支援事業所おひさま(休業中)
5	地域活動支援センターさくら
6	サポート芽吹
7	相談支援センターそよかぜ
8	野田市立こだま学園
9	相談支援事業所はーとふる
10	相談支援事業所ラシーク

(H31年3月時点、五十音順)

3 実績と今後の取組について

児童発達支援は、早期療育と制度の周知等により利用も増加しており、延利用日、実人とも計画値を大きく上回っております。

医療型児童発達支援は、平成27年に市内の事業所がなくなり、市外の事業所への利用もないことから、延利用日、実人とも実績値はありません。

放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、概ね計画どおりの実績となりましたが、放課後等デイサービスについては、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援を行う事業所が増えているとの指摘があるため、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、適切な療育が提供されるように努めます。

居宅訪問型児童発達支援については、新たに創設されたサービスで、市内に事業所がなく、また支給決定者もないことから、延利用日、実人とも実績値がありません。

また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、未だ確保できていない状態のため、今後も指定障害児相談支援事業所の体制の構築と共に計画達成に努めます。

指定障害児相談支援事業所については、新たに事業所が1件開設されましたが、計画値との乖離があるため引き続き、関係施設等へ広く情報提供を行う等により事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、多様な事業者の参入を図り、事業者の確保に努めます。